

の工法	3.上塗りは、次による。 イ. 中塗りの表面硬化後の水引き加減を見計らい、金ごてで押さえる ように平坦に塗り付ける。 ロ. 塗り付け後、水引き加減をみてなであげたのち、プラスターばけ に清水を含ませ、直線にはけ引きをして表面のこて光りを消す。
10.1.5.4せっこうラ スボード下 地の場合の 工法	1.下塗り及び中塗りは、10.1.4.4（せっこうラスボード下地の場合の工 法）の1及び2による。 2.半乾燥後、ドロマイトプラスターで上塗りする。
10.1.5.5レディミク ストプラス ターを使用 する場合の 工法	ドロマイトプラスターに骨材(寒水石粉)、ガラス繊維、その他を工場 で配合したレディミクストプラスターを使用する場合は、それぞれの 製造者の使用によることとし、特記する。
10.1.6纖維壁塗り	
10.1.6.1材 料	1.纖維壁材の品質は、JIS A 6909（薄付け仕上塗材）に適合するもの で、種類は、内装水溶性樹脂薄付け仕上塗材とする。ただし、耐湿性、 耐アルカリ性又はかび抵抗性を必要とする場合は、特記による。 2.材料は、水に濡らさないように保管し、製造後2年以上経過したもの は使用しない。
10.1.6.2調合・混練 等	1.容器に指定量の水を入れ、合成樹脂エマルションを使用する場合は、 これを混合したのち、製品包装の全量をよくほぐしながら加え、均一 になるよう練り混ぜる。 2.混練方法及び混水量は、各製造所の仕様による。 3.色変わりを防ぐため、纖維壁材は、施工途中で不足することのないよ うに準備する。
10.1.6.3塗り厚	こて塗り又は吹付けいずれの場合も、下地が見えない程度の塗り厚に 仕上げる。
10.1.6.4工 法	1.こて塗りの場合は、次による。 イ. 塗り付けの途中で纖維の固まりなどができるときは、これを取り 除き、塗り見本の模様と等しくなるように塗りひろげる。 ロ. 仕上げは、水引き加減を見計らい、上質の仕上げごてを水平に通 し、返しこてをせずこてむらを取る。ただし、その際に抑えすぎ ないように注意する。 2.吹付けの場合は、次による。 イ. スプレーガンのノイズを下地面に対して直角に保ち、模様むら、 吹継ぎむら及び吹残しのないように注意して施工する。 ロ. スプレーガンの種類、ノズルの口径、吹付圧、吹付距離などの吹 付条件は、纖維壁材の種類によって異なるので製造業者の指定に よる。 3.施工は乾燥した日を選んで行い、仕上げ後は通風を与えて、なるべく はやく乾燥させる。

繊維壁材 パルプ・綿・化学繊維のような繊維状のもの、木粉・細砂・色土などの粒状のもの及びこれらを接着するための、のり材とを主原料としたもので、工場で製造され包装されたものを現場で水を加えて、練りませて塗り付ける材料である。

繊維壁材の特色

- (1) 下塗材、中塗材はなく、上塗仕上材だけである。
- (2) 左官の塗材には、汚れ易いものが多いが、これは汚れにくい材料である。
- (3) こね練り、塗付けとも軽便である。
- (4) 仕上り面がソフトな感じであり、また、原料を選択することで変化のある仕上げが自由にできる。

繊維壁施工の要点 塗り下地面がかくれる程度にできる限り薄くつけることが肝要で、厚づけすると材の中に含まれるのりが強くなり過ぎて、かえってはがれ易くなる。ちり回りは、特に薄く塗る。施工後はできるだけ早く乾燥させる。早く乾燥させると、のりの変質やかびの発生を防ぐ効果がある。

施工の範囲 繊維壁材は、内装材料であって、外装には不適当である。また、浴室、炊事場など湿気の多い箇所への使用も原則的に不適当である。

10.2 タイル張り

- 10.2.1材 料 1.陶磁器質タイルの品質は、JIS A5209(陶磁器質タイル)に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
2.使用タイルの形状、寸法、色合い、裏型などは、あらかじめ見本品を提出して、建築主又は監督者の承諾を受ける。
3.下地モルタルの調合は、10.1.3.2(調合)の項による。
4.接着剤及び混和剤は、各製造所の製品又はその指定による。なお、監督者がいる場合は、その承諾を受ける。
- 10.2.2下地ごしらえ 1.下地面は、あらかじめ10.1.3(モルタル塗り)に準じて厚さ10mm以上のモルタルを木ごてを使用して押え塗りとする。
2.積上げ張りについては、不陸直し程度にモルタルを塗り、荒し目を付ける。
- 10.2.3床タイル張り工 法 1.クリンカータイル及びモザイクタイルの場合は、砂とセメントを十分にから練りして適度の湿りをもたせたモルタルを敷きならしたのち、セメントペーストを用いて張り付ける。
2.張付けは、目地割りに基づき水糸を引通しておき、隅、角、その他要所を抑え、通りよく水勾配に注意して行う。
3.化粧目地詰めは、張り付け後なるべく早い時期に、目地部分を清掃したのちに行う。また、乾燥状態に応じて適当な水湿しを行う。
- 10.2.4壁タイル張り 1.工法別の張付けモルタルの塗り厚は、次表による。

工法別張り付け用モルタルの塗り厚

区分		タイル	モルタル 塗厚(mm)
外装タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~20
	圧着張り(一枚張り)	小口平、二丁掛程度の大きさまで	5~7
	モザイクタイル張り	50mm角以下	3
内装タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	10~20
	一枚張り	100mm、108mm 150mm、200mm	5~7
		ユニット張り	108mm角以下
	モザイクタイル張り	50mm角以下	3
接着剤張り		155mm角以下	3

2. 積上げ張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、目地割りに基づき水糸を引通しておき、窓、出入口まわり、すみ、かどの役物を先に行う。
- ロ. 張付けは、タイル裏面に張付けモルタルをのせ、モルタルがすきまなく十分なじむように、タイルを下地に押しつけて、通りよく、平らに下部から上部へ張り上げる。
- ハ. 張付けモルタルが十分でなく、すきまができた場合は、モルタルを補充する。
- ニ. 一日の張り上げ高さは、1.2m程度とする。

3. 圧着張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、前項2のイによる。なお、一般平壁部分は、原則として、上部から下部へ張り進める。
- ロ. 張付けは、下地側にモルタルをむらなく平らに塗り付け、直ちにタイルを張り付けて、タイルの周辺からモルタルが盛り上るまで木づちの類を用いてたたき締める。

4. モザイクタイル張りは、次により行う。

- イ. 張付けの順序は、前項3のイによる。
- ロ. 張付け用モルタルを塗り付けたのち、タイルを張り付け、モルタルが軟らかいうちに、縦、横及び目地の通りをそろえて、木づちの類で目地部分にモルタルが盛り上るまで木づちの類を用いてたたき締める。
- ハ. 表紙張りのモザイクタイルは、張り付け後時期を見計らい、水湿しをして紙をはがし、タイルの配列を直す。

5. 接着材張りは、次により行う。

- イ. 接着材張り下地面(中塗り)の乾燥期間は、夏期にあっては1週間以上、その他の季節にあっては2週間以上を原則とし、十分乾燥させる。
- ロ. 接着材の塗付面積、塗布量、塗付後の置時間等は、それぞれ各製造所の仕様によることとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。
- ハ. 接着材の塗り付けは、金ごてで下地面に押しつけるように塗り広

げ、くし目ごてを用いてくし目をつける。

- ニ. タイルの張り付けは、壁面上部からタイルをもみ込むようにして張り付け、木づちの類を用いて十分たたき押える。
- ホ. 目地直しは、張り付けたタイルが自由に動く間に行う。
- ヘ. 接着張りのタイル重量は、1枚張りで150g/枚以下、ユニット張りで1,200g/ユニット以下とする。

- 10.2.5 養 生 等
- 1. 屋外施工の場合で、強い直射日光、風、雨などにより損傷を受けるおそれのある場合は、あらかじめシートで覆い養生する。
 - 2. やむを得ず、寒冷期に作業を行う場合は、板囲い、シート覆いなどを用うほか、必要に応じて採暖する。
 - 3. タイル張り施工中及びモルタルの硬化中に、タイル張面に振動や衝撃などが加わらないよう十分注意する。
 - 4. タイル張り終了後は、汚れを取除く等、タイル表面の清掃を行う。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをするとともに、清掃後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようする。

陶磁器質タイル 原料と製造法とによって、内装用の陶磁器質タイルと外装用の陶器質・セッ器質のタイルとがある。陶器質のタイルは、吸水率が大きいので外部に使うと凍害を受けて損傷するので使えない。

タイル張りの注意点 タイルは、重い材料なので剥落などを起こすと人命に危険を与えるおそれがあるので、入念な施工によって下地との接着を十分に行なうことが重要である。また、タイルは1枚毎に一定の間隔をとって張り上げ、その間隔（目地という）には、十分注意してセメントモルタルをつめ込む。そのモルタルのつめ込みが十分でないと、タイル側面で目地モルタルが剥離したり、目地にひび割れが入ったりして、その隙間から水が侵入して、次第に下地が腐朽したり、タイルが剝がれたりする原因となる。

圧着張り 最初に張り付け用のモルタル2m²位塗り付けておき、タイルをその上から張っていく張り易く能率がよい工法である。張付ける直前に、タイルの裏側にモルタルを塗ってから張りつける改良圧着張り工法もある。

モザイクタイル張り モザイクタイルは、18mm×18mm程度の寸法のタイルをユニットにして、300mm×300mm前後の寸法にしたタイルで浴室の床をはじめ、水掛け部分に多く使われる。

接着材張り セメントモルタルを使わずに、合成樹脂系やゴム系の接着剤を下地に塗布し、くし目ごとでくし目を立てた後タイルを張っていく工法である。

タイル張り下地モルタル面の仕上げ程度例

工法の種類	仕上げの程度	下地面の程度
積上げ張り	木ごと押さえ金ぐし目引き	±3.0mm
圧着張り	木ごと押さえ	±2.0mm
モザイクタイル張り	木ごと押さえ	±1.5mm
接着剤張り	金ごと押さえ	±1.0mm

(注)塗り面の精度は仕上面の基準に対し長さ2mについて示す。

10.3 仕上塗材仕上げ

- 10.3.1 材料 1. 薄付け仕上塗材（セメントリシン、樹脂リシンなど）の品質は、JIS A6909（薄付け仕上塗材）に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系薄付け仕上塗材	外装薄塗材C
内装セメント系薄付け仕上塗材	内装薄塗材C
外装けい酸質系薄付け仕上塗材	外装薄塗材Si
内装けい酸質系薄付け仕上塗材	内装薄塗材Si
外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	外装薄塗材E
内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	内装薄塗材E
外装合成樹脂溶液系薄付け仕上塗材	外装薄塗材S
内装合成樹脂溶液系薄付け以上塗材	内装薄塗材 S

2.複層仕上塗材（吹付けタイルなど）の品質は、JIS A6910（複層仕上塗材）に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
セメント系複層仕上塗材	複層塗材C
ポリマーセメント系複層仕上塗材	複層塗材CE
けい酸質系複層仕上塗材	複層塗材Si
合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材E
反応硬化形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材RE
合成樹脂溶液系複層仕上塗材	複層塗材RS

3.厚付け仕上塗材（吹付けスタッコなど）の品質は、JIS A6915（厚付け仕上塗材）に適合するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系厚付け仕上塗材	外装厚塗材C
内装セメント系厚付け仕上塗材	内装厚塗材C
外装けい酸質系厚付け仕上塗材	外装厚塗材Si
内装けい酸質系厚付け仕上塗材	内装厚塗材Si
外装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	外装厚塗材E
内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	内装厚塗材E

10.3.2下 地処理 1.下地面の乾燥は、次表による。

下地	モルタル面	ドロマイトプラスター面	石綿セメント面
乾燥	夏季7日以上 冬季14日以上	14日以上	アルカリ度10以下

2.仕上塗材仕上げの下地処理は、次による。

イ. モルタル及びプラスターダー下地などでき裂がある場合は、必要に応

じてV形にはつり、仕上げに支障のないようモルタル又はJ I S A6916（セメント系下地調整塗材）に適合するセメント系下地調整塗材などを充てんし、14日程度放置する。

ロ. モルタル及びプラスラーなどの場合は、補修箇所にサンダー掛けを行うなどして平滑にする。

10.3.3工法 1.工法は、吹付け、ローラ塗り又はこて塗りとし、特記による。

2.練り混ぜ、塗り付け等は、各製造所の仕様による。

10.3.4注意事項及び養生 1.仕上げ場所の気温が5℃以下の場合は、原則として、仕上げを行ってはならない。やむを得ず、仕上げを行う場合は、板囲い、シート覆いなどを行うほか、必要に応じて採暖する。

2.夏季に直射日光を受ける壁面に仕上げを行う場合は、急激な乾燥を防止するため、板囲い、シート覆いなどを行い、セメント系仕上塗材は散水などの措置を講ずる。

3.外部の仕上げ塗りは、降雨の恐れがある場合又は強風時には、原則として、仕上げを行ってはならない。

4.仕上げ後、仕上げ面に変色、色むらが生じた場合は、その面の仕上げ直しを行う。

5.仕上げ面の周辺及び取付済みの部品などに、汚染や損傷を与えないように養生用の板又はテープ等により保護する。

仕上塗材仕上げ 住宅の内外壁・天井などの化粧と保護を目的とした仕上げで、主として吹付けによって厚さ0.3mmから12mm程度の塗膜（砂壁状、クレータ状などのパターン）を形成する仕上げをいう。

砂壁状吹付け壁 砂壁状の肌に吹付ける仕上げを、総称して「リシン」という。セメントが結合体として使われれば「セメントリシン」、合成樹脂が結合体であれば「樹脂リシン」などという。

スプレーガンによる吹付け コンプレッサーや圧送機の力で、スプレーガンから流動体を吹き出させ下地に塗り付ける方法である。そのため強風時など、特に近隣に迷惑をかけ易い工法なので注意が必要である。

10.4サイディング張り等

10.4.1サイディング張り

- 10.4.1.1材料 1.サイディング材は、特記による。
2.防水紙は、アスファルトフェルト（1巻20kg品以上）又はこれと同等以上のものとする。
3.シーリング材は、J I S A5758（建築用シーリング材）に適合するもので、耐久性の区分は7020以上とする。
4.ジョイナー、防水テープ等は、各製造所の指定する材料とする。

- 10.4.1.2工法 1.サイディング材は、壁面全面防水紙を張る等の防水処理を行なったのちに取り付ける。防水紙の重ねは、縦、横とも90mm以上とする。防水紙の留め付けは、タッカーホルダードで継目部分は300mm間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。

2. サイディング材の取付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないよう行なう。
 3. サイディングと土台水切り等の取り合いは、10mm程度のすき間をあける。
 4. 開口部廻りの防水処理は、防水テープ等により補強する。
 5. サイディング材の継目部分は、ジョイナー又はシーリング等によって防水処理を行なう。なお、シーリング材の充填は、10.5（開口部廻りのシーリング処理）の2による。
 6. 水切及び雨押えの取付けは、5.7（水切り及び雨押え）の項による。
 7. その他の工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。
- 10.4.2 下見板張り
1. 外壁仕上げとして下見板張りを行う場合は、次の2から6までによる。
 2. 下見板張りとして、シングル又はシェイクを用いる。シングルとは、米杉（レッドシダー）を機械割りしたもので、シェイクとは、手おの割りしたものである。
 3. シングル及びシェイクの等級は、次の3種類とする。
 - イ. №.1：柾目のみ（ラベルの色：青）
 - ロ. №.2：柾目+板目（ラベルの色：赤）
 - ハ. №.3：柾目+板目（ラベルの色：黒）
 4. シングル及びシェイクの材長は、60cm、45cm、40cmの3種類とする。
 5. 外壁下地に防水紙を全面に張り、その上に働く幅間隔に胴縁を受け材として釘打ちし、シングル又はシェイクを張る。この場合、働く幅は材長40cmの時は18cm以内、材長45cmの時は20cm以内、材長60cmの時は25cm以内とし、最下部においては、必ず2枚合わせ張りとする。
 6. 使用釘は、長さ30mm以上、径2.3mm以上の熱処理した亜鉛メッキ釘又はアルミニウム釘のような錆止めを施した釘を用いる。

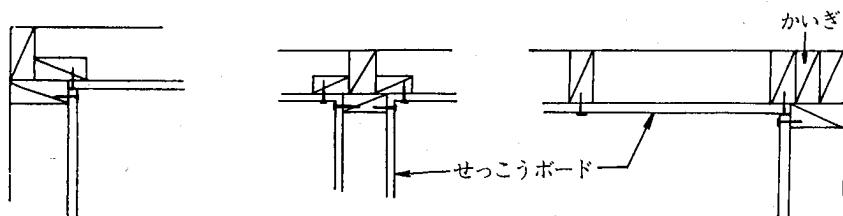
10.5 開口部廻りのシーリング処理

- 10.5.1 材料
- シーリング材は、JIS A5758（建築用シーリング材）適合するもので、JISの耐久性による区分の7010以上の品質のものとする。
- 10.5.2 工法
1. シーリング材の充てんは原則として吹付けなどの仕上げ前に行なう。なお、仕上げ後充てんする場合は、目地周囲にはみ出さないようテープなどで十分養生する。
 2. プライマーを塗布したのち、30～60分間放置し指で乾燥を確認しながらシーリング材を速やかに充てんする。

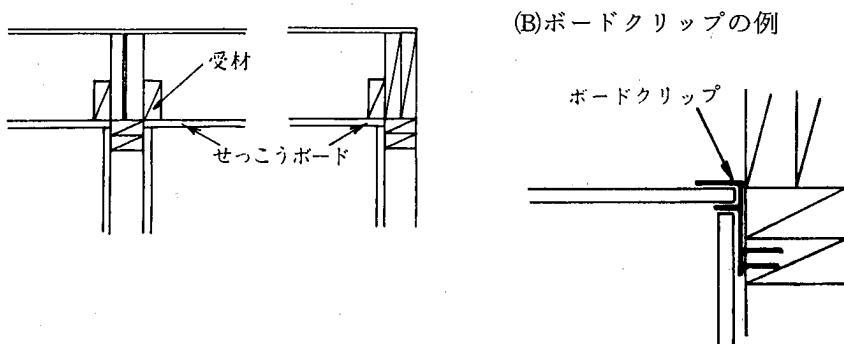
10.6 せっこうボード張り

- 10.6.1 材料
- せっこうボードの品質は、JIS A6901（せっこうボード）、JIS A6911（化粧せっこうボード）、JIS A6912（シージングせっこうボード）、JIS A6913（無機纖維強化せっこうボード）に適合するものとする。
- 10.6.2 受け材
1. 壁にせっこうボードを取り付ける場合は、隅部に受材（隅柱等）を設ける。（10.6-1図参照）
 2. 天井にせっこうボードを取り付ける場合は、壁との取り合い部分に、寸法型式204又は204の2つ割（40mm×40mm）若しくは、ボードクリップ等を設け受け材とする。（10.6-2図参照）

10.6-1図 セッコウボードのおさまりと釘の止め方（平面図）



10.6-2図 天井張りの場合



10.6.3天井張り

10.6.3.1一枚張り 1. 天井張りに用いるセッコウボードは、4'×8'版、3'×9'版又は3'×12'版とする。ただし、やむを得ない場合は、3'×6'版とすることができます。

2. 天井一枚張りに用いる釘は、G N40又はS FN45もしくは長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。

3. 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合は、外周部150mm以内、根太に平行して張る場合は外周部100mm以内、中間部はそれぞれ200mm以内とする。ただし、ボードクリップを使用する場合は、その部分の釘打ちを省略できる。(10.6-3図参照)

10.6.3.2二枚張り 1. セッコウボードの寸法は、一枚張りの場合と同様とする。

2. 天井根太(床根太を含む)に直接取り付けるボード(以下「一枚目ボード」という。)の取り付けは、次による。

イ. 取り付けに用いる釘は、G N40又はS FN45もしくは、長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。

ロ. 釘内ち間隔は、外周部及び中間部ともそれぞれ300mm以内とする。

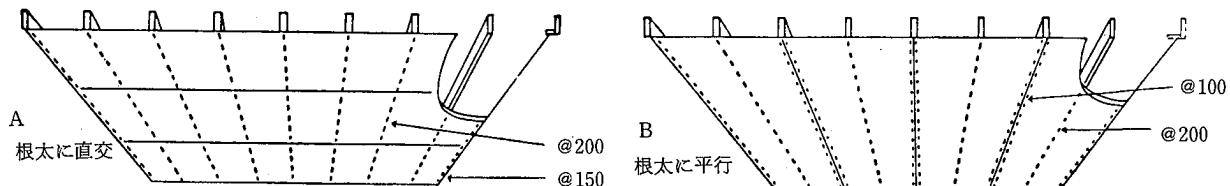
3. 1枚目ボードの上に取り付けるボード(以下「2枚目のボード」という。)の取り付けは、次による。

イ. 取り付けに用いる釘は長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。ただし、厚さ9mmのセッコウボードを2枚張りの場合は、G N50又はS FN50を使用することができます。

ロ. 張り方は、天井の外周部を除き、一枚目ボードの目地と二枚目ボードの目地が一致しないようにす。

ハ. 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合は、外周部150mm以内、根太に平行して張る場合は、外周部100mm以内、中間部はそれぞれ200mm以内とする。

10.6-3図 天井せっこうボードの張り方



10.6.4壁張り

10.6.4.1一枚張り 1. 壁張りに用いるせっこうボードは、3'×8'版、4'×8'版のたて張りか又は4'×8'版、4'×12'版の横張りとし、3'×6'版を用いる場合には、上下の継手部分に40mm×40mm以上の受け材を入れ、四周に釘打ちできるようとする。

2. 取り付けに用いる釘はG N40又はS F N45を用い、耐力壁の場合は外周部100mm、中間部200mm間隔で釘打ちする。ただし、支持壁又は非耐力壁の場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ200mm間隔とすることができる。(10.6-4図参照)

10.6.4.2二枚張り 1. せっこうボードの寸法は、10.6.4.1(一枚張り)の場合と同様とする。

2. たて枠に直接取り付けられるボード(以下「一枚目ボード」という。)の取り付けに用いる釘及び取り付け方は、10.6.4.1(一枚張り)と同様とする。

3. 一枚目のボードの上に取り付けられるボード(以下「二枚目ボード」という。)の取り付けは、次による。

イ. 取り付けに用いる釘は、G N50、S F N50又は長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。

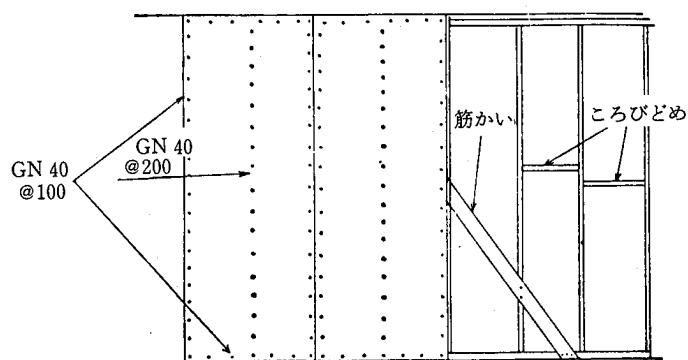
ロ. 張り方は、壁の外周部を除き、一枚目ボードの目地と二枚目ボードの目地が一致しないようにする。

ハ. 釘打ち間隔は、外周部及び中間部とも200mm間隔以内とする。

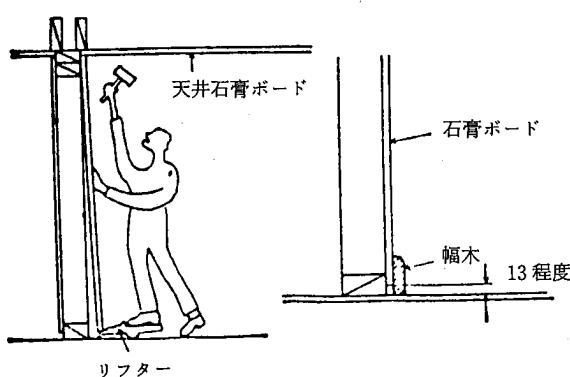
10.6.4.3その他 1. 壁張りに用いるせっこうボードは、リフター等で天井面一杯まで持ち上げ、釘打ちする。また、せっこうボードは、床面からの湿気により強度が低下しないようにするため、床面から13mm程度離して打ちつける。(10.6-5図参照)

2. せっこうボードを張ったすべての壁の出隅の部分には、溶融亜鉛めっき鋼板等のコーナービートを取り付ける。(10.6-6図参照)

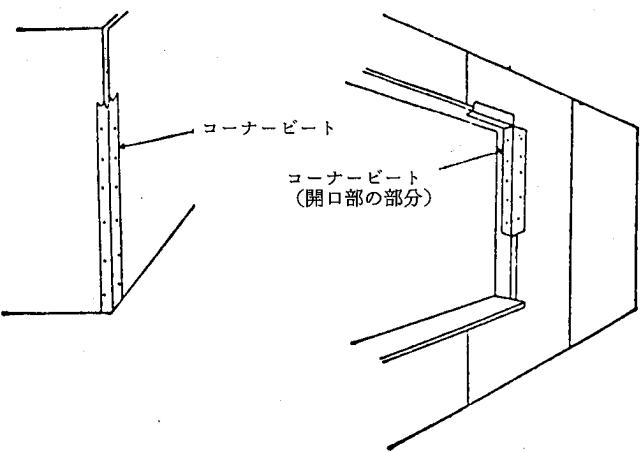
10.6-4図 耐力壁のせっこうボードの釘打ち



10.6-5図 壁せっこうボードのはり方とおさまり



10.6-6図 コーナービートの取り付け



10.6.5テー ピ ン グ

- 10.6.5.1接合部分
- 1.下塗りは、適当な軟度に調整したジョイントセメントをせっこうボードのテーパー部分にむらなく塗り付け、ジョイントテープを貼り、ペラで十分抑えつけて完全に接着させる。
 - 2.中塗りは、下塗りのジョイントセメントが完全に乾燥したのち、必要によりサンディングをし、ジョイントテープが完全に覆われるよう、また、全体に平滑になるよう150~200mm程度の幅に塗りつける。
 - 3.上塗りは、中塗りが完全に乾燥した後、必要によりサンディングをし、中塗りのむらを直すように薄く250~300mm幅に塗り広げ、完全に平滑にする。
 - 4.テーパーのない部分のジョイントは、中塗りからテーパーのある部分と同様にし、上塗りは、最終的に500~600mm幅になるよう薄く幅広に塗る。
 - 5.上塗りが完全に乾燥後、目のこまかいサンドペーパーでサンディングをする。
 - 6.ペンキ仕上げの場合は、吸水調節のため、全面にシーラーを塗り付ける。また、必要によりジョイントセメントで全面をしごくか、又はスponジごてでジョイントセメントののろがけをシーラーの塗付前に行う。

- 10.6.5.2入隅、出隅
- 1.入隅は、ジョイントセメントで貼り付ける時にあらかじめ、ジョイン

及び釘頭 トテープを二つに折って貼り付け、ヘラでジョイントテープを破らないように注意して抑えつけたのち、接合部分と同様とする。

2.コーナービートを取り付けた出隅は、ジョイントセメントを2~3回に分けて塗り付け、一度に厚く塗り付けないようにする。塗り付ける時には、前に塗り付けたジョイントセメントが完全に乾燥してから行う。

3.釘頭が、せっこうボード面に完全に埋まっているのを確認、下塗りをし、乾燥後上塗りを行い平滑にする。

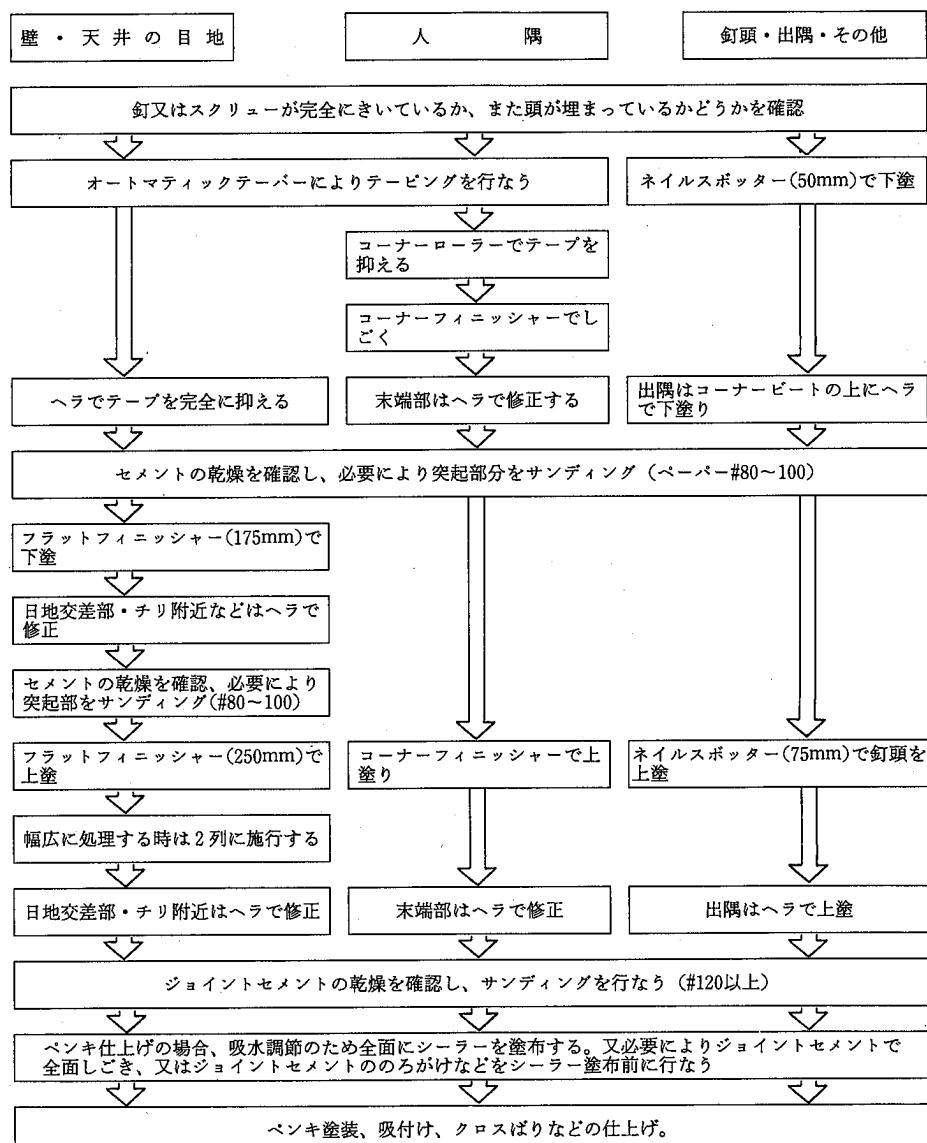
4.各部分とも上塗りが完全に乾燥後、目のこまかいサンドペーパーでサンディングをする。

10.6.5.3配管及びコンセントボックス等の周囲 ペンキ仕上げの場合の下地処理は、接合部分と同様とする。

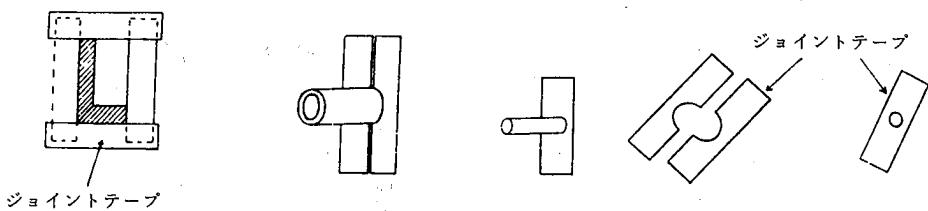
各種配管及びコンセントボックスなどのまわりは、ジョイントテープを適切に切り、ジョイントセメントで貼り付け、ヘラで十分抑えつける。

乾燥後、ジョイントテープが完全に覆われるようにジョイントセメントを薄く塗り付け平滑にする。(10.6-6図参照)

テーピングツールによる目地処理工程表



10.6-6図 管およびコンセントボックスの周辺



10.7内装工事

10.7.1一般事項 1.内外装材料の種類、品質、形状、寸法などは本仕様書の各項によるほかこの項による。

なお、色合い模様などは、見本品を提出して建築主又は監督者の承認を得る。

2.内外装材料の取付けに用いる釘、ねじ、接着剤などは、内外装材料及び下地の種類、寸法、性質に応じて選択する。

3.木造下地の材料、工法は本仕様書の各項によるほかこの項による。

4.下地は十分乾燥させたうえ、清掃を行って、内装仕上げを行う。

10.7.2床下敷材 床の遮音性を確保する必要がある場合又はその他下敷材を敷く必要がある場合は、下敷材として、厚さ9mm以上のインシュレーションボード、ハードボード、パーティクルボード又はフェルト類を用い、釘打ちにより固定する。

10.7.3フローリング 1.フローリングの品質はフローリングのJASに適合するものでフローリングボード、モザイクパーケット、フローリングブロック、天然木化粧複合フローリング及び特殊加工化粧複合フローリングとする。

2.張り方は不陸、目違いなどのないよう下地ごしらえのうえ入念に張り込む。

3.張り上げた後は厚手の紙を用い、汚れ、損傷を防ぎ、雨などがかかるよう入念に養生する。

10.7.4畳敷き

10.7.4.1材料 1.畳の品質は、JIS A5902(畳)に適合するもので、2級品以上とする。

2.畳床の品質は、次のいずれかとする。

イ. JIS A5901(畳床)に適合するもので、2級品以上のもの

ロ. JIS A5911(フォームポリスチレンサンドウィッヂ畳床)に適合するもの

ハ. JIS A5912(インシュレーションファーバードサンドウィッヂ畳床)に適合するもの

ニ. JIS A5914(建材畳床)に適合するもの

3.畳表の品質は、畳表のJASに適合するもので、2等品以上とする。

4.畳縁の品質は、JIS L3108(畳へり地)に適合するものとする。

10.7.4.2工法 1.畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせる。縁幅は、表2目を標準とし、筋目通りよく、たるみなく縫い付ける。また、畳材は手掛けを付ける。

2.敷込みは、敷居や畳寄せ部などで段違い、すきまが生じないよう、また、不陸などがないよう行う。

10.7.5 タフテッドカー

ペット敷き

10.7.5.1 材

料 1. タフテッドカーペットは次による。

イ. 品質は、JIS L 4405（タフテッドカーペット）に適合するものとし、種類は、特記による。

ロ. 風合い、色合いなどは、見本品を工事監督者に提出して承認を受ける。

2. 下敷き材は特記による。

3. 取付け用付属品は、次による。

イ. グリッパーの寸法は下敷き材の厚さに相応したものとする。

ロ. くぎ、木ねじなどは、黄銅又はステンレス製とする。

4. 接着剤は、合成ゴム系又は酢酸ビニル系とする。

10.7.5.2 工

法 敷き込みは、グリッパー工法又は全面接着工法とし、その適用は特記による。ただし、特記がなければグリッパー工法とする。

10.7.6 ビニル床タイル

張り

10.7.6.1 材

料 1. ビニル床タイルの品質は、JIS A 5705（ビニル床タイル）に適合するものとする。

2. 接着剤の品質は、JIS A 5536（床用ビニルタイル接着剤）に適合するもの、または使用する材料の製造所の指定するものとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。

10.7.6.2 工

法 1. 張付けは次による。

イ. 接着剤を、下地面全面に、くし目ごてを用い塗布する。なお必要に応じて、仕上材裏面にも塗布する。

ロ. 張り方は、不陸、目違及びたるみ等のないようベタ張りとする。

2. 張付け後、接着剤の硬化を見計らい、全面水ぶき等で清掃したうえ、乾燥後は、水溶性ワックスなどを用いてつや出しを行う。

10.7.7 ビニル床シート

張り

10.7.7.1 材

料 1. ビニル床シートの品質は、JIS A 5707（ビニル床シート）に適合するもので種類は住宅用とする。

2. 接着剤の品質は10.7.6.1（材料）の2による。

10.7.7.2 工

法 1. 仮敷きは、必要に応じて行うものとするが、施工にあたっては、割付けより長めに切り、巻きぐせが取れ、十分伸縮するよう敷並べる。

2. 本敷き及び張付けは次による。

イ. はぎ目及び継手の位置は、その製造所の仕様による。なお、監督者がいる場合は、その承認を受ける。

ロ. 施工に先立ち、下地面の清掃を十分に行った後、はぎ目、継目、出入口際及び柱付きなどは、すきまのないように切り込みを行う。

ハ. 接着剤を下地全面に平均に塗布するとともに、必要に応じて仕上材裏面にも塗布し、不陸、目違及びたるみ等のないようベタ張りとする。

ニ. やむ得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じ適切な養生を行う。

10.7.8壁紙張り

- 10.7.8.1材 料 1.壁紙の品質は、JIS A6921(壁紙)に適合するもので、紙製、繊維製、プラスチック製又はこれと同等品とし、使用箇所、種別は特記による。
2.接着剤の品質はJIS A6922(壁紙施工用でん粉系接着剤)に適合するもの、または各製造所の指定するものとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。
- 10.7.8.2工 法 1.壁紙は、下地に直接張り又は袋張り(下地に和紙を使う方法)とし、たるみや模様などのくい違いがないよう裁ち合わせて張付ける。
2.押縁、ひもなどを使用する場合は、通りよく接着剤、釘等で留め付ける。
- 10.7.9ロックウール吸音板張り 1.天井張りに用いるロックウール吸音板は厚さ12mm以上とし、1'×2'版の千鳥張りとし、根太に無機質系接着剤で貼り付け、長さ25mm、径1.2mm以上、頭径3.5mmの平頭釘を150mm間隔に平打ちする。この場合、ジョイナーを根太に釘で緊結し、釘打ちしないことができる。
2.金属製又は木製の野縁を用いる場合は、18mm×50mm以上のものと、18mm×25mm以上のものをそれぞれ310mm間隔に交互に各根太に釘で緊結し、無機質径接着剤と釘でじか貼りと同様にとめ付ける。
3.厚さ9mm以上のせっこうボードを下張り材とする場合は、これに厚さ9mm以上のロックウール吸音板を無機質系接着剤と釘によってとめ付ける。

内装仕上げに関する注意事項 公庫住宅は、炊事室、浴室など火気を使用する設備又は器具を設けた室の壁及び天井は、防火の面から、原則として、不燃材料又は準不燃材料で仕上げることになっているので、台所、浴室などの内装仕上げをする時に注意すること。

畳 床 JISは機械床の品質等を規定し、床1枚の重量(22.0kg~33.1kg/枚)、縦横糸間面積(8.0cm²~14.5cm²)によって、特、1、2、3級品に分かれている。重量が大きく、糸間面積の小さいものほど上等品とされている。

畳床の標準寸法 (単位: cm)

種類	長さ	幅	厚さ
100W	200	100	5
92W	184	92	5

化 学 床 JIS A5911(フォームポリスチレンサンドウィッヂ畳床)又はJIS A5912(インシュレーションファイバーボードサンドウィッヂ畳床)、JIS A5914(建材畳床)を使用したものがある。

畳の種類と大きさ 畳の大きさによる種類は大別して、京間(きょうま)、三六間(さぶろくま)、五八間(ごはちま)の3種類がある。

畳の種類と大きさ

名 称	大 き さ
京間(本京間)	191cm×95.5cm(6.3尺×3.15尺)
三六間(中京間)	182〃×91〃(6.0〃×3.0〃)
五八間(いなか間)	176〃×88〃(5.8〃×2.9〃)

ビニルタイル ビニルタイルは、合成樹脂系タイルのうちで、現在もっとも多く使われているもので、塩化ビニル樹脂を主原料としている。

床タイルに必要な性能は、歩行感触、耐水性、耐磨耗性、耐荷重性、施工性などであるが、良い床をつくるには、上記の性能は勿論のこと、下地をしっかりつくることが大切である。

なお、ビニル床タイル及び床シートの接着は床用ビニルタイル接着剤を用いて行うが土間にゴム系のものを用いると完成後、接着剤のにじみ出、ハガレ及びハラミの原因となるのでこのような箇所はエポキシ系の接着剤が用いられる。

11. 建具造工事

11.1 一般事項

11.1.1 標準モジュール 建具・造工事に用いる標準モジュールは、心々910mmとする。

11.1.2 ラフ開口高 1. ラフ開口高（床下張り又は窓台の上端からまぐさの下端までをいう。）は、通常11.1-1表を標準とする。ただし、上レール式建具については、11.6（上レール式建具）による。（11.1-1図参照）

2. ラフ開口幅（R. O. W）は、開口部のたて枠間隔（M. W）によつて異なるが、通常11.1-2表を標準とする。（11.1-2図参照）

11.1-1表 ラフ開口高

（単位：mm）

ドア、掃き出し窓（ROH ₁ ）	1855	2055					
その他の窓（ROH ₂ ）	500	650	800	950	1100	1250	1400

11.1-2表 ラフ開口幅

（単位：mm）

公称寸法(MW)	ラフ開口幅(ROW) ROW ₀	ROW ₁	ROW ₂
455	415		
910	650		
910		790	740
1365		1245	1195
1820		1700	1650
2730		2530	2480
3640		3440	3390

11.1.3 有効開口

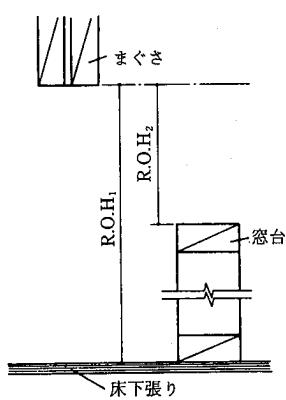
11.1.3.1 内部建具 1. 有効開口高は、床下張り上端（床下張面上）からまぐさの下端より35mm下がった位置とする。ただし、上レール式建具については、10.6（上レール式建具）による。（11.1-3図参照）
2. 有効開口幅は、ラフ開口幅から左右25mmずつ計50mm引いた幅とする。（11.1-4図参照）

11.1.3.2 外部建具 1. 有効開口高は、掃き出しの場合には、ラフ開口高マイナス10mm、その他（アルミサッシ）の窓の場合には、ラフ開口高マイナス7mmとした外法高（H）から下端をマイナス35mm以内、上端をマイナス30mmとした高さとする。

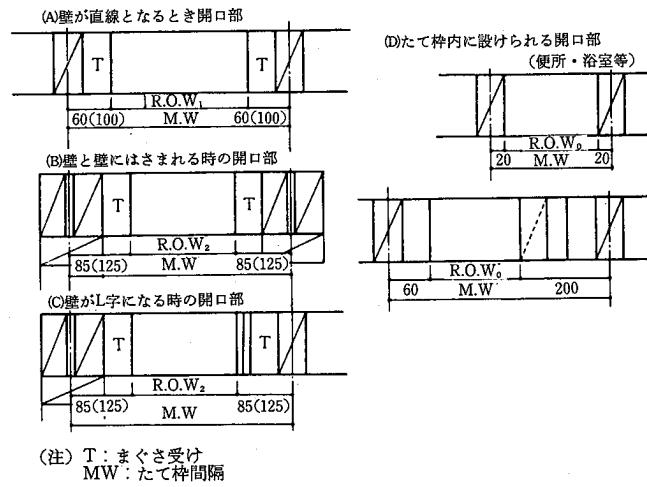
(11.1-5図参照)

2. 有効開口幅は、内部建具有効開口幅11.1.3.1の2と同様にする。

11.1-1図 ラフ開口高

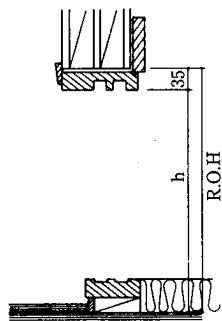


11.1-2図 ラフ開口部

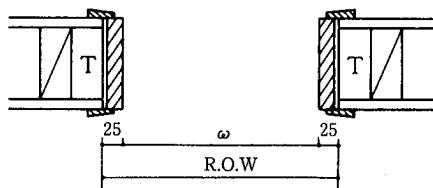


(注) T: まぐさ受け
MW: たて枠間隔

11.1-3図 有効開口高

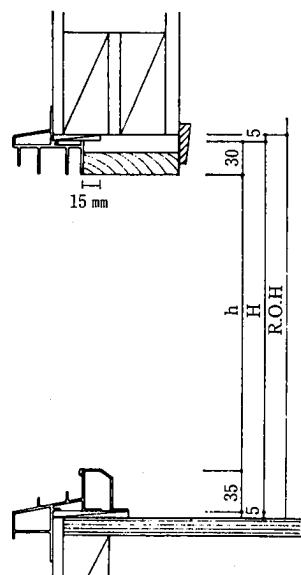


11.1-4図 有効開口幅

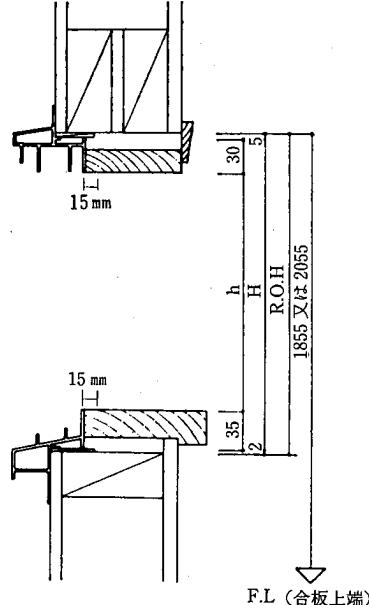


11.1-5図 有効開口高

(A) 掃き出し窓の場合



(B) その他の窓の場合



11.2材

- 料 1. 金属製建具については、JIS A4706（アルミニウム合金及び鋼製サッシ）、JIS A4702（鋼製及びアルミニウム合金製ドア）若しくは優良住宅部品であるBL断熱型サッシ又はこれらと同等以上のものとし特記による。
2. 木製建具及び造作工事に用いる部材及び部品に用いる材料の性能等は次による。
- イ. 木材は心去り材とし、建具にあっては含水率15%以下で、割れ、節などの欠点のないものとする。
- ロ. 建具に使用する木材は11.2-1表によるものとし、むく材又はフィンガージョイントなどによる集成材とする。

11.2-1表 樹種

針葉樹	ひのき、すぎ、ひば、とうひ、ひめこまつ、えぞまつ、もみ、つが、さわら、ねずこ、べいひ、べいまつ、べいひば、べいつが、べいすぎ、スプルース、ノーブルファー
広葉樹	なら、たも、しおじ、防虫処理ラワン

(備考) 表に表したもの以外でも当事者間の協議によって、品質が同等以上と認められた場合は、使用してよい。

- ハ. 生地のまま又は生地を表す塗装を施す材質は、杉材を標準とする。ただし、吊元のかまち、定規縁などは、和風の板戸・戸ぶすまなど軽量の開き戸を除き、すぎ、えぞまつ等の軟質のものを避ける。
- ニ. 接着剤は、JIS K6801（ユリア樹脂木材接着剤）又はJIS K6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）を標準とし、雨露にさらされる箇所には、JIS K6802（フェノール樹脂木材接着剤）を使用する。
- ホ. 合板は、JASに適合する1類とする。

建具造作に用いられている枠材の規格品が最近製造されている。これは本工法のモジュール及びサッシや内部建具の規格化に連動して定められているもので、建具、造作工事の生産性の向上をめざしているものである。標準的な形状を示すと次のようになる。

洋室用枠リスト

洋・和室用柱リスト

⑪堅枠	⑫上枠(片開き戸)	⑬上枠(障子引違)	⑭下枠(片開き戸)	⑮下枠(障子引違)	⑯戸当り

和室用枠リスト

⑦下枠	⑧上枠	⑨下枠	⑩上枠	⑪堅枠	⑫長押	⑬廻り縁

11.3 内部ドア

ドアの寸法は、11.3-1表を標準とする。(ただし玄関ドアを除く。)

11.3-1表 ドアの寸法

(単位: mm)

各寸法 1枚の ドアの幅	ラフ開口幅 (ROW)	有効開口幅 (ω)	ラフ開口高 (ROH)	有効開口高 (h)
600	650	600	1,855	1,820
			2,055	2,020
690	740	690	1,855	1,820
			2,055	2,020
715	765	715	1,855	1,820
			2,055	2,020
740	790	745	1,855	1,820
			2,055	2,020

(注) ドアの高さは、和室にあっては、1,765mm、洋室にあっては、1,800mm及び、2,000mmを標準とする。

11.4 内部引違い戸

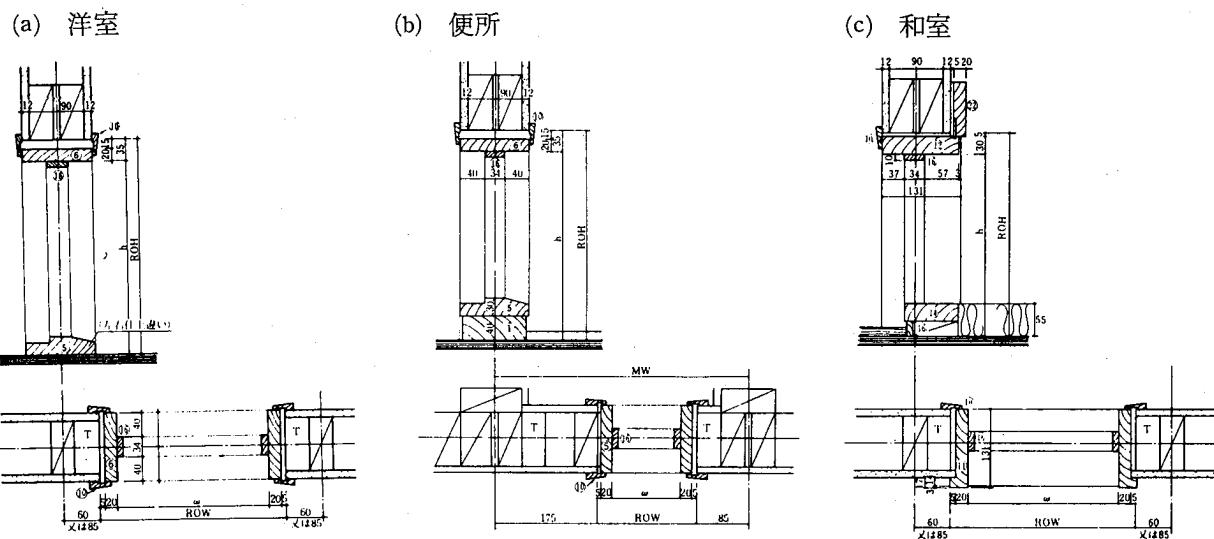
内部引違い戸の寸法は11.4-1表を標準とする。

11.4-1表 引違い戸の寸法

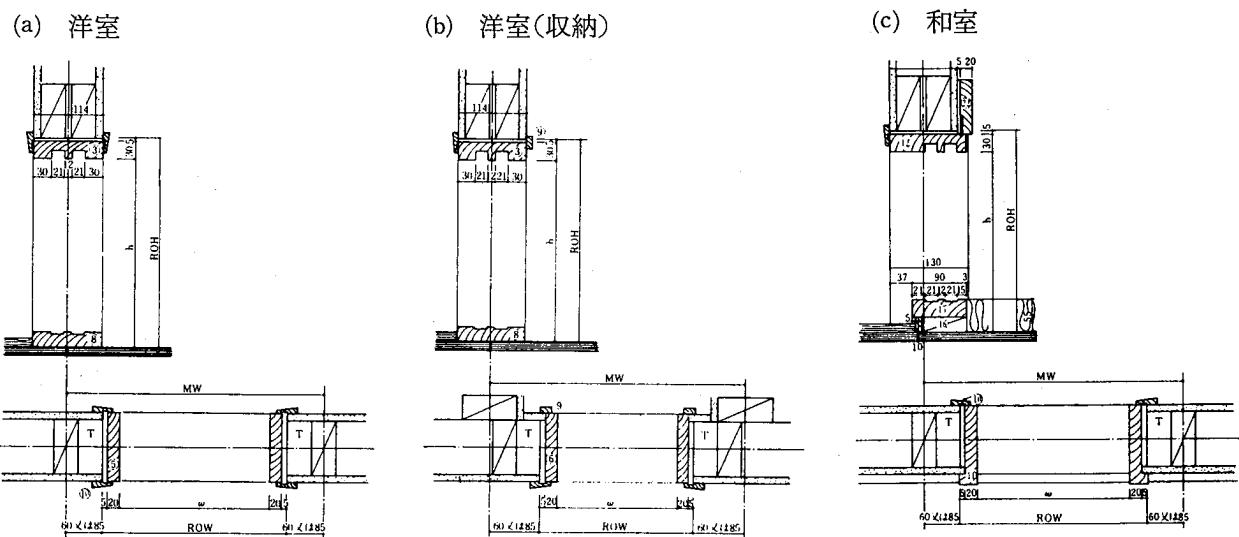
各寸法 1枚の 引違い戸の幅	ラフ開口幅 (ROW)	有効開口幅 (ω)	ラフ開口高 (ROH)	有効開口高 (h)
810	1,650	1,600	1,855	1,820
			2,055	2,020
850	1,700	1,650	1,855	1,820
			2,055	2,020

(注) 引違い戸の高さは、和室にあっては、1,765mmとし、洋室にあっては、1,800mm及び2,000mmを標準とする。

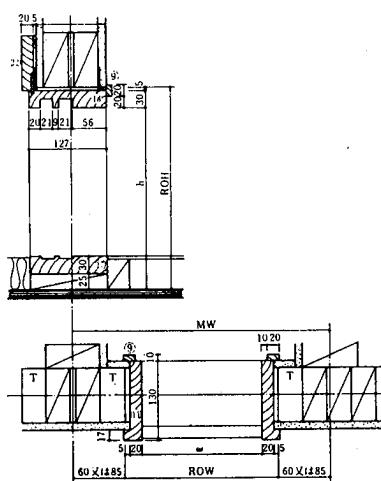
11.3-1図 内部ドアの構成例を図示すると次のような



11.4-1図 内部引違い戸の構成例を図示すると次のようになる



(d)押入れ



11.5外部金属建具 1.外部金属建具(アルミサッシ)の寸法は、11.5-1表の28種類を標準と
(アルミサッシ) する。

- 2.原則として、ランマ付のサッシは用いない。
 - 3.サッシの内側に最低見込み90mmの木枠が取り付けられることを前提にし、27mmだけ躯体にサッシ枠をかけた半外付サッシを標準とする。
 - 4.取付け工法及び附属品については、各製造の仕様による。

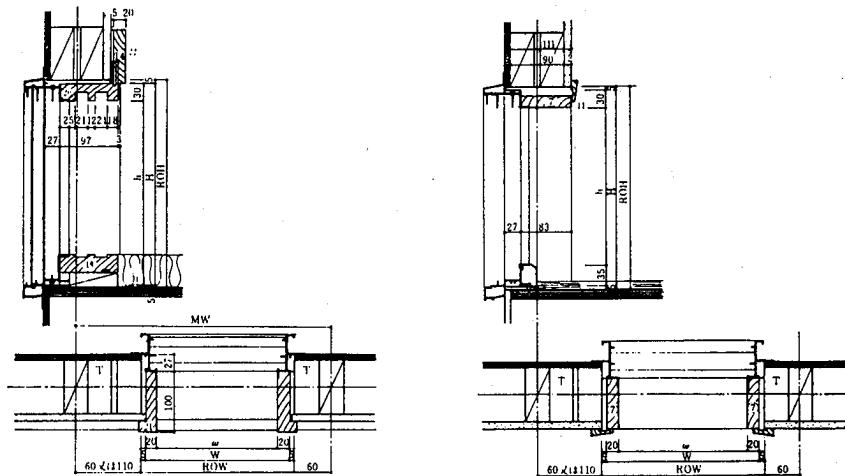
11.5-1表 アルミサッシの寸法

11.5-1図 アルミサッシの構成例を図示すると次のような

(a) 掃き出し窓の場合

(内障子を設ける)

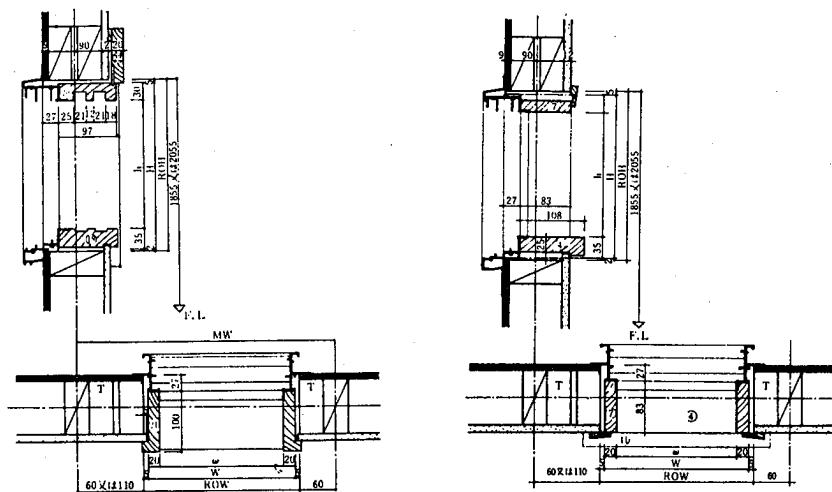
(内障子を設けない)



(b) その他の窓の場合

(内障子を設ける)

(内障子を設けない)



11.6上レール式建具

11.6.1枠付き引違い戸

- 11.6.1.1取り付け方
 1. 上レールの上枠は両端の戸当り部分の建具のたて枠(厚さ20mm、幅114mm)にくい込ませて支える。(11.6-1図参照)
 2. 枠を取り付けた後、ドアにはハンガーを取り付け、吊り込み、中心部の下に金属製のガイドアンカーを取り付けてドアのふれを止める。(11.6-2図参照)
 3. ドアを固定したあと額縁をたて枠、まぐさ、建具の上枠及びたて枠へそれぞれ頭のない釘で打ち付ける。(11.6-2図参照)

11.6.1.2寸法　枠付き引違い戸の寸法は11.6-1表を標準とする。

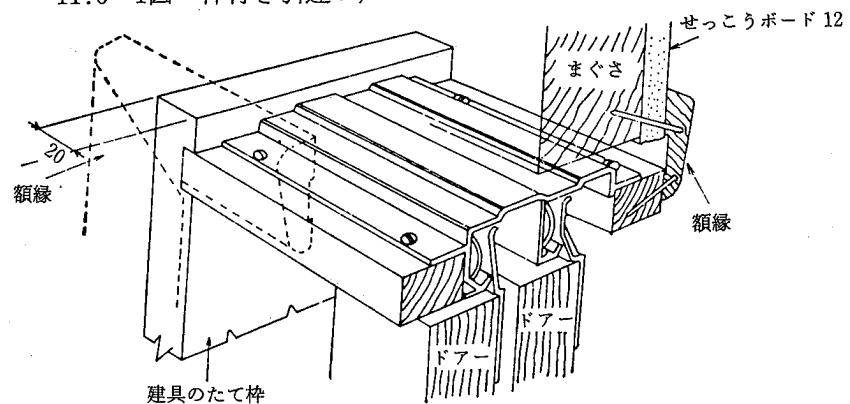
11.6-1表 梱付き引違い戸の寸法

(単位:mm)

各寸法 1枚の ドアの幅	ラフ開口幅 (ROW)	有効開口幅 (ω)	ラフ開口高 (ROH)	有効開口高 (h)
810	1,650	1,600	1,860	1,820
			2,060	2,020
850	1,700	1,650	1,860	1,820
			2,060	2,020

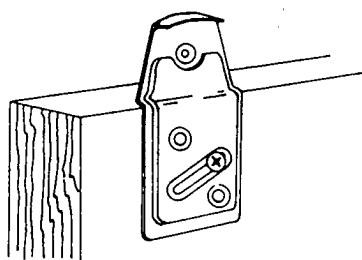
(注) ドアの高さは1,800mm及び2,000mmを標準とする。

11.6-1図 梱付き引違い戸

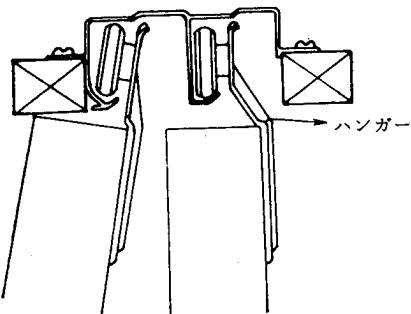


11.6-2図 引違い戸の取り付け方

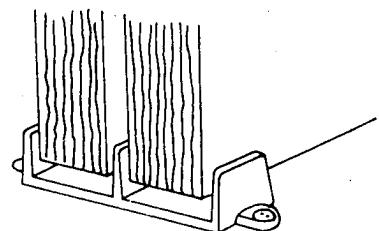
(a) ハンガー



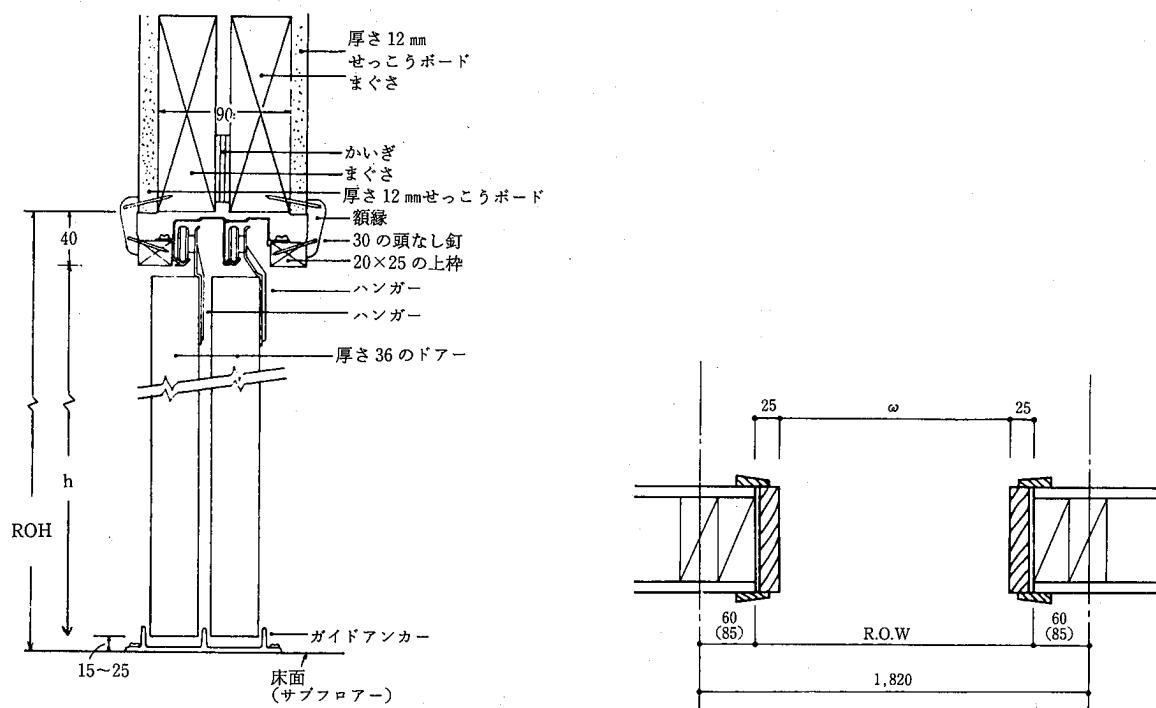
(b) ドアの吊込み



(c) ガイドアンカー



枠付き引違い戸の構成例を図示すると次のような。



11.6.2クロゼット引違

い戸

- 11.6.2.1取り付け方 1. クロゼット引違い戸は、下がり壁に上枠を取り付けてガイドレールを取り付けるか、又はガイドレールを直接2階根太又は天井根太に取り付ける。(11.6-3図参照)
2. ガイドレールは、主としてアルミの押出し材でカラー被覆したものを用い、ビスで上枠又は根太に取り付ける。(11.6-4図参照)
3. 戸の吊り込みは、引違い戸と同様に吊り込み、吊り込み後、開口部の中央にガイドアンカーで固定し、ふれを防ぐ。(11.6-4図参照)
4. 下がり壁のある場合は、建具の上枠を受けるため、両側に厚さ20mmの建具のたて枠を用いる。
5. 根太に直接ガイドレールを取り付ける場合は、戸当り部分にアルミの建具のたて枠を取り付け、下部にもアルミの建具の下枠を設ける。

- 11.6.2.2寸法 クロゼット引違い戸の寸法は、11.6-2表を標準とする。

11.6-2表 クロゼット引違い戸の寸法

(単位: mm)

(A) 下がり壁がある場合

心寸法 (MW)	各寸法 1枚の ドアの幅				
		ラフ開口幅 (ROW)	有効開口幅 (ω)	ラフ開口高 (ROH)	有効開口高 (h)
1,365	580	1,195	1,145	1,855	1,820
				2,055	2,020
	605	1,245	1,195	1,855	1,820
				2,055	2,020
1,820	810	1,650	1,600	1,855	1,820
				2,055	2,020
	835	1,700	1,650	1,855	1,820
				2,055	2,020

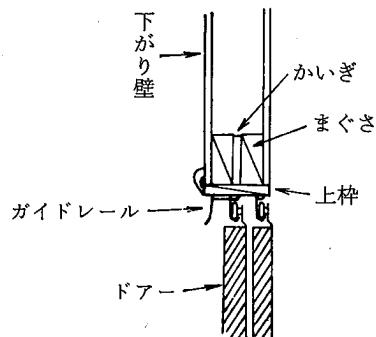
(注) ドアの高さは、1,800mm及び2,000mmを標準とする。

(B) 下がり壁がない場合

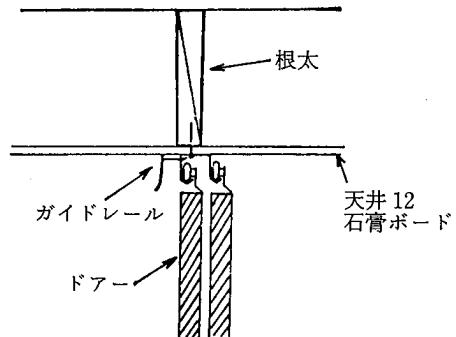
心寸法 (MW)	各寸法 1枚の ドアの幅				
		開口幅	建具の外法	建具の高さ	ドアの高さ
1,365	630	1,251	1,245	2,438	2,390
1,820	860	1,706	1,700	2,438	2,390
2,730	880の3枚	2,616	2,610	2,438	2,390

11.6-3図 ガイドレールの取り付け方

(A) 下がり壁がある場合

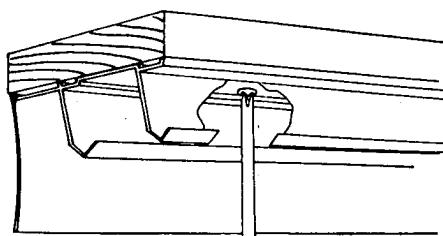


(B) 下がり壁がない場合

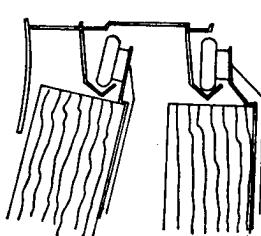


11.6-4図 クロゼット引違い戸の取り付け方

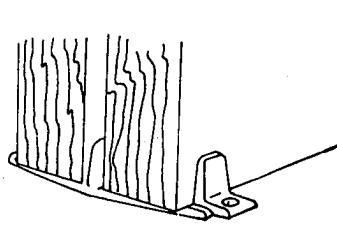
(a) ガイドレールの形状



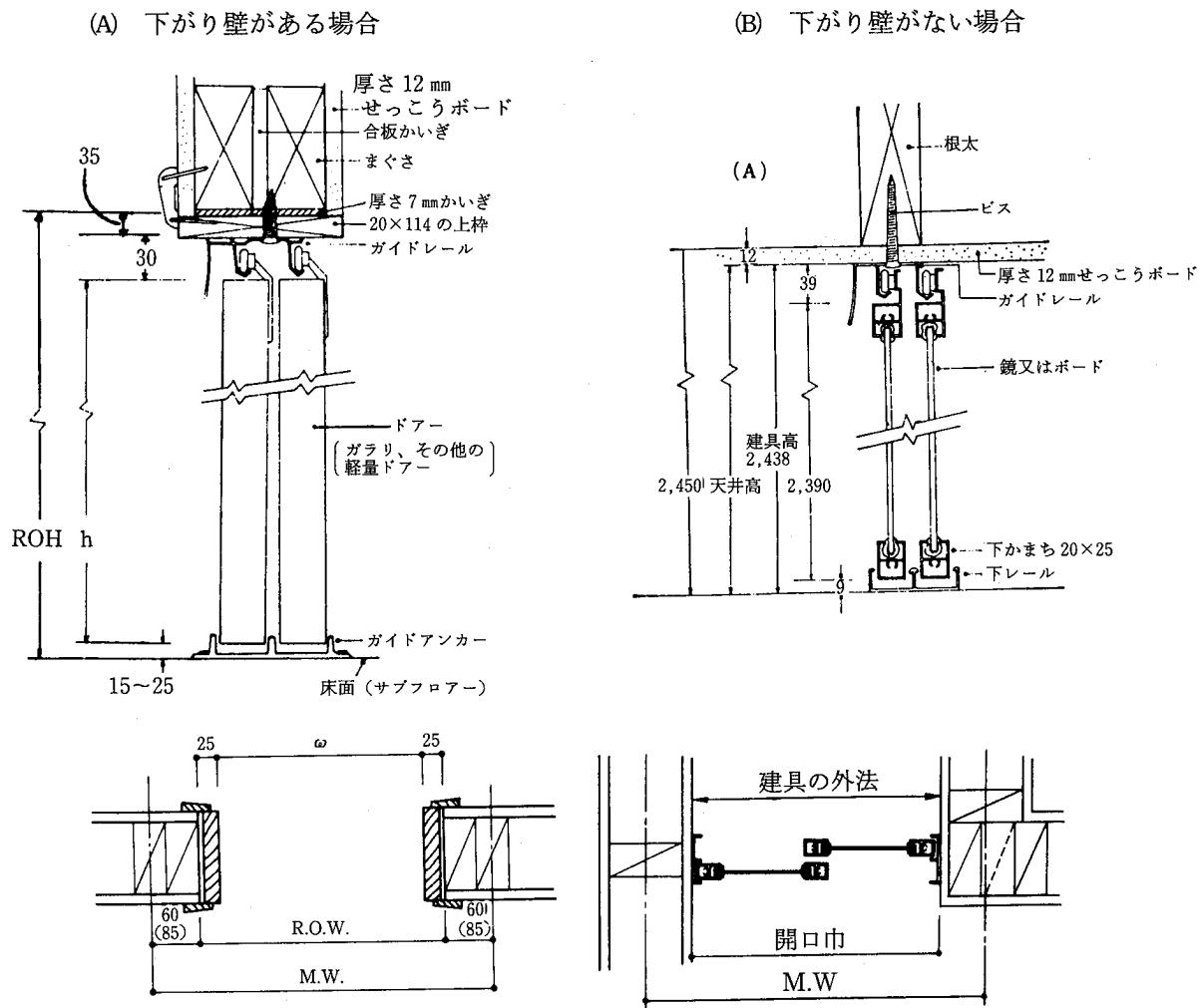
(b) ドアの吊り込み



(c) ガイドアンカー



クロゼット引違い戸の構成例を図示すると次のようになる。



11.6.3引込戸

- 11.6.3.1取り付け方
- 1.引込戸(MW1,820mm)の枠は、内装下地工事の前に取り付ける。(11.6-5図参照)
 - 2.引込戸を吊り込んだ後、中心部の床面にガイドアンカーを取り付ける。(11.6-5図参照)

11.6.3.2寸法

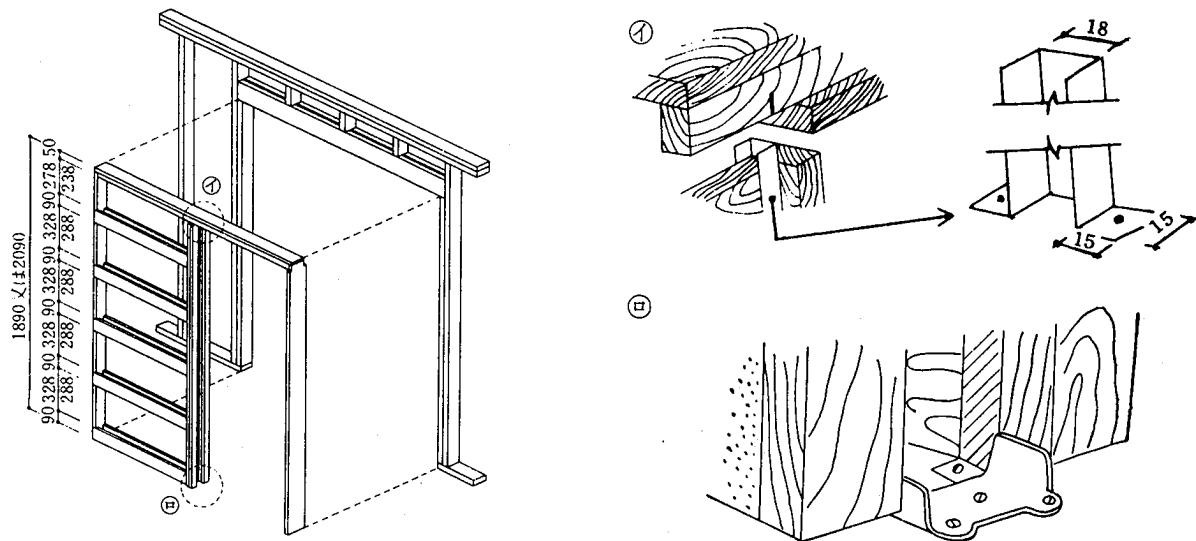
引込戸の寸法は、11.6-3表を標準とする。

11.6-3表 引込戸の寸法

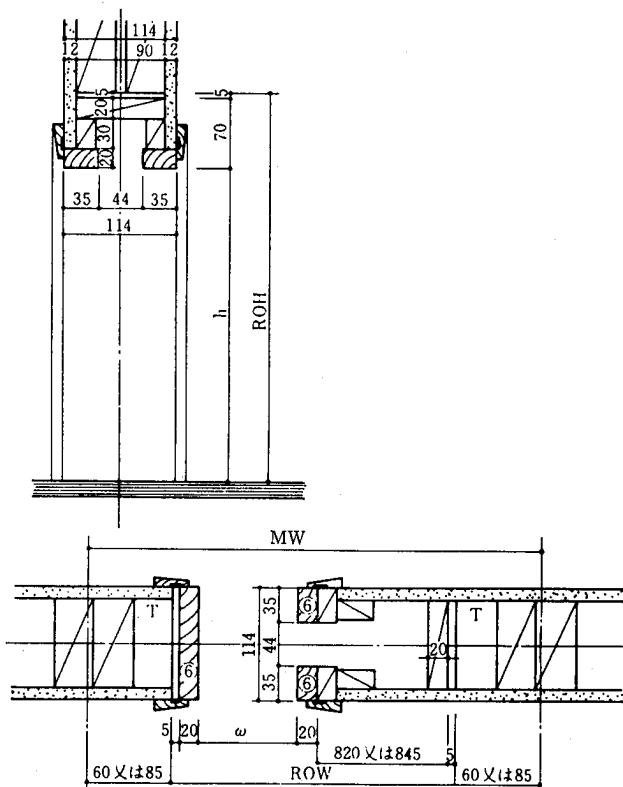
(単位: mm)

各寸法 引込戸 の幅	ラフ開口幅 (ROW)	有効開口幅 (ω)	ラフ開口高 (ROH)	有効開口高 (h)
800	1,650	780	1,895	1,820
			2,095	2,020
825	1,700	805	1,895	1,820
			2,095	2,020

11.6-5図 引込戸のおさめ方



引込戸の構成例を図示すると次のようになる。



11.6.4クロゼットドア

- 11.6.4.1取り付け方 1.クロゼットドアはたて枠をそえて取り付け、ドアのピボットをブレケットに固定する。
2.ガイドレールをかくすように建具の上枠に額縁を取り付け、枠全体も額縁で仕上げる。

- 11.6.4.2寸法 クロゼットドアの寸法は、11.6-4表を標準とする。

11.6-4表 クロゼットドアの寸法

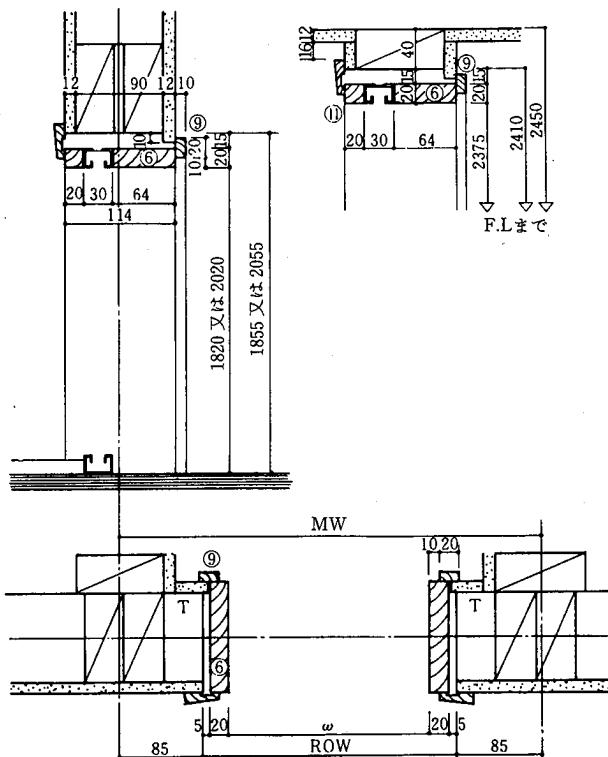
(单位: mm)

クロゼットの間口 (MW)		910		1,365		1,820		2,730	
		有効開口幅(ω)	パネルの幅	有効開口幅(ω)	パネルの幅	有効開口幅(ω)	パネルの幅	有効開口幅(ω)	パネルの幅
下壁があり (1,855) と (2,055)	2枚パネル	690	345	1,145	572				
	4枚パネル			1,145	286	1,600	400		
	6枚パネル							2,510	418
下壁がなし (2,410)	2枚パネル	690	345	1,145	572				
	4枚パネル			1,145	286	1,600	400		
	6枚パネル							2,510	418

11.6.5 クロゼットセッ　　クロゼットセットの取付け工法及び附属品は、各製造所の仕様による。
ト

クロゼットドアの構成例を図示すると次のようになる。

(A) 下がり壁がある場合 (B) 下がり壁のない場合



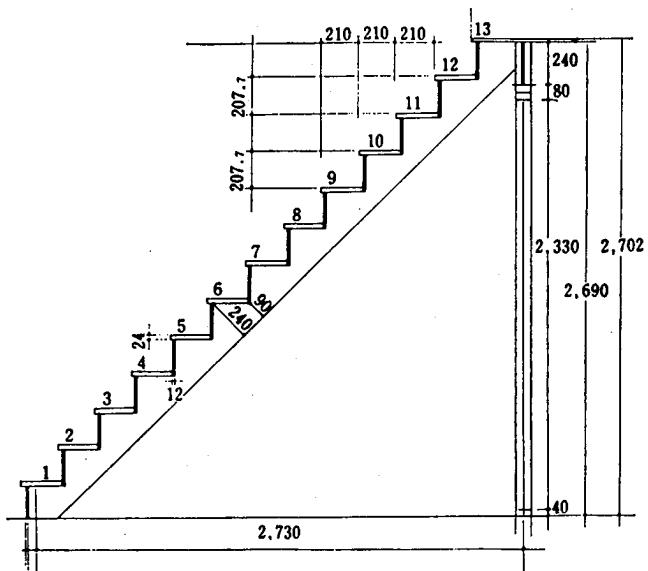
11.7階 段

11.7.1 ささら桁 1. ささら桁は、寸法型式210の根太材を切り込んでつくる。(11.7-1図参照)

2. さら柄と床開口部の合せ根太との緊結は、根太受け金物による。
(11.7-2図参照)

3. 階段のおさまり寸法は、1図によるものを標準とする。

1図 標準的な直行階段のおさまり寸法



11.7.2踏み板、けこみ 1.踏み板、けこみ板の寸法及びおさまりは、2図の例による。

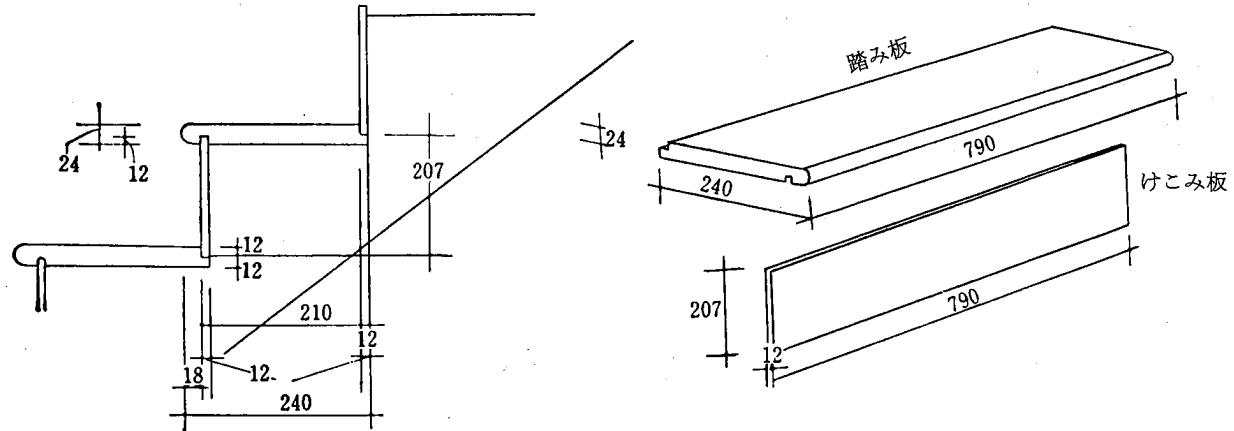
板

2.曲がり階段の形状と寸法のとり方は、3図の例による。

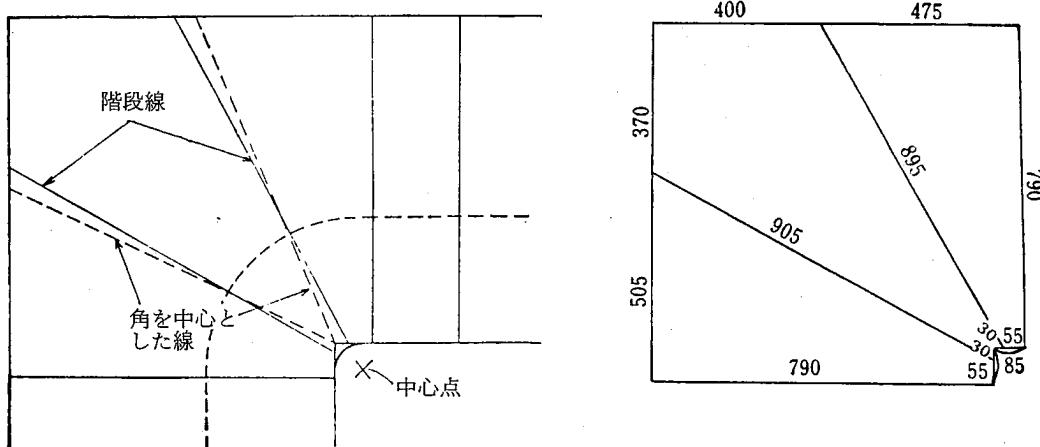
3.踏み板は、さら柄に溝をほるか、受け材に固定する。(11.7-3図参照)

4.階段に厚いカーペットを敷く場合は、踏み板を15mm以上の合板とすることができる。

2図 踏み板及びけこみ板の寸法



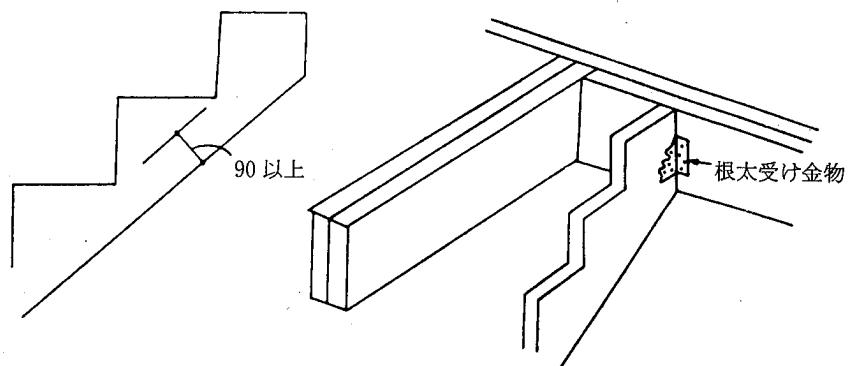
3図 曲がり階段の形状と寸法



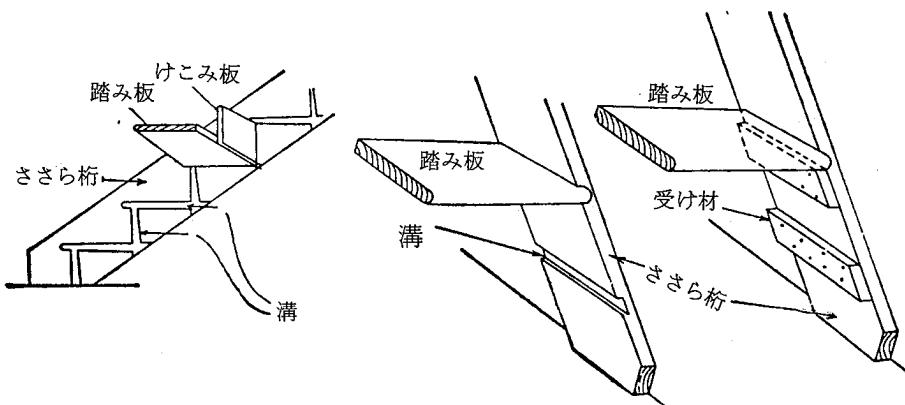
11.7.3手すり・階段す
べり止め

階段には、必要に応じて、手すり、すべり止め等の措置を講ずる。

11.7-1図 寸法型式210によるささら桁 11.7-2図 ささら桁と合せ根太との繋結



11.7-3図 ささら桁と踏み板との取り付け方



11.8ふ す ま 1. 下地のかまち及びさんは、見つけ幅18mm以上、横組子は11本以上、縦組子は3本以上とし、引手板付きとする。

2. 下張りは、機械すき紙3回以上又は単板を両面接着張りにした上に下張りした上に、機械すき紙1回以上、上張りは新鳥の子程度とし、押入れなどの裏面は雲花紙程度とする。

3. 周囲縁はカシュー塗り仕上げとする。

4. 縦縁の取付けは、折り合い釘又はらせん釘により、上下縁は木ねじ締め又は釘打ち締めとし、引違いの場合は、見込み分増し、定規縁造り出し又はいんろうじゃくりとする。

11.9 フラッシュ戸 1. フラッシュ戸の品質は、原則として優良住宅部品であるBL内装ドア又はこれと同等以上のものとする。

2. その他のフラッシュ戸の場合の工法は次による。

イ. 上下ざんは、積層材見付け幅65mm以上、かまちは、積層材見付け幅35mm以上とする。ドアロック、ドアチェックが取付く位置に設けるドアプロックは、かまちとも見付寸法130mm以上、長さ300mm以上とする。上下ざんは、かまちにほぞ差し接着とする。

ロ. 中骨は、見つけ幅12mm以上、間隔100mm以内とし、かまち及びさんとの取合いは、ほぞ差しとするか又はタッカー釘等を両面から打込み密着する。

ハ. 上下ざん及び中ざんには、径6mm程度の通気孔を2箇所以上、上下に貫通するように設ける。

ニ. 合板は、はくり、ひずみの生じないよう接着材を用いて骨組に圧着する。合板の周囲の仕上げは、合板の木口を出さないよう化粧縁を張付ける。ただし、化粧合板張りの建具の場合は、化粧縁を張らずに塗装仕上げとすることができる。

11.10 雨 戸 雨戸の品質はJIS A4713(住宅用金属製雨戸)に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。

11.11 建具金物

11.11.1 建具金物の規格 1. 建具金物はJIS規格品とする。

2. JISのないものは形状、寸法が正しく、機構が円滑で表面にきず等の欠点のない良質のものとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。

11.11.2 建具金物の寸法等 1. 丁番の寸法等は11.11-1表を標準とする。

11.11-1表 丁番の寸法

建具の種類	丁番の寸法 (mm)	建具の高さと丁番の枚数	
		2m以下	2mを超えるもの
小窓、戸だな類	64~76		
窓	76~89		
出入口	102~152	2 枚	3 枚

2. 戸車及びレールの寸法等は11.11-2表を標準とする。

11.11-2表 戸車及びレールの寸法

建具の種類	戸車の外径	レールの断面 (mm)	
		断面の型	径又は幅×高さ
小窓	24	甲 丸	5.6×7.0
窓	30	甲 丸	5.6×7.0
出入口及び特に大きな窓	36	甲 丸	7.0×9.0
		角	7.0×7.0

3. その他の附属金物は建具に相応する大きさのものとする。

11.12 木製建具

1. かまち及びさんの仕口は、ほぞ組もしくはだぼ組とし接着剤を併用して密着する。
2. 打抜きほぞは、割りくさび締めとし、ほぞの枚数は、かまちの見込み厚さ36mm以上は2枚ほぞ、36mm未満は1枚ほぞとする。
3. 雨がかりの引戸の召し合わせは、いんろうじやくり又はやとい実じやくりとする。

11.13 ガラス

11.13.1 材料

- ガラスの品質は次のいずれかとする。
- イ. 普通板ガラスはJIS R 3201(普通板ガラス)に適合するもの。
 - ロ. フロート板ガラスはJIS R 3202(フロートみがき板ガラス)に適合するもの。
 - ハ. 型板ガラスはJIS R 3203(型板ガラス)に適合するもの。
 - ニ. 網入板ガラスはJIS R 3204(網入板ガラス)に適合するもの。
 - ホ. 複層ガラスはJIS R 3209(複層ガラス)に適合するもの。

11.13.2 工法

- ガラスのはめ込みは次による。
- イ. グレイジングビードによる場合はJIS A 5756(建築用)ガスケットの塩化ビニル系のものを用い、はめ込みにあたっては、ビードを伸ばさないよう注意し、各隅を確実に留め付ける。
 - ロ. 押縁による場合は、四角又は三角形の四分一をステンレス製木ねじで留め付ける。
 - ハ. パテ又はシーリング剤を用いて留め付ける場合は各製造所の仕様によることとし、特記にする。

12. 塗装工事

12.1 一般事項

12.1.1 材料

1. 塗料の品質は、すべてJISに適したもの又はこれと同等以上のものとし、特記による。
2. マスチック塗材は、特記製造所の製品とし、種別及び仕上材料塗りは特記による。

12.1.2 塗り見本

- あらかじめ塗り見本を提出し建築主又は監督者の承認を受けるとともに必要に応じて施工主に見本塗りを行う。

- 12.1.3塗り工法一般
1. 塗料は、使用直前によくかき混ぜ、必要に応じて、こしひわけを行う。
 2. 研磨紙すり及び水研ぎが必要な場合は、付着物などの清掃後、パテかい、下塗り、中塗りなどのつど、仕上程度に適した研磨紙を用いて磨く。
 3. 穴埋め及びパテかいを必要とする場合は、次による。
 - イ. 穴埋めは、深い穴、大きなすき間などに穴埋用パテなどをへら又はこてを用いて押し込み埋める。
 - ロ. パテかいは、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いなどの部分にパテをへら又はこてを用いてなるべく薄く拾いつける。
 4. 塗り方は、塗料に適した工法とし、下記のいずれかによる。なお、色境い、隅々などを乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分ける。
 - イ. はけ塗りは、塗料に適したはけを用いて、はけ目正しく一様に塗る。
 - ロ. 吹付け塗りは、塗装用のスプレーガンを用いる。ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないように一様に吹きつける。
 - ハ. ローラーブラシ塗りは、ローラーブラシを用いる。隅、ちり回りなどは、小ばけ又は専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗る。
 - ニ. さび止め塗料塗りは、イ又はロによるほか、浸せき塗りとすることができる。

- 12.1.4素地ごしらえ
1. 木部の素地ごしらえは、塗面を傷つけないように注意し、汚れや、付着物を水拭きなどで除去したうえ、やに処理、節どめ、穴埋めを行ったのち、研磨紙すりを行う。
 2. 鉄部の素地ごしらえは、スクレーパー、ワイヤーブラシなどで汚れ、付着物を除去し、溶剤拭きを行って油類を除去したのち、ディスクサンダー、スクレーパー、ワイヤーブラシ研磨紙すりなどでさび落しを行う。
 3. コンクリート、モルタル、プラスター面の素地ごしらえは、ブラシ、研磨紙、布などを用いて汚れや付着物を除去したうえ、穴埋め、パテかいを行ったのち、研磨紙すりを行う。
 4. せっこうボード、その他ボード面の素地ごしらえは、ブラシ、研磨紙、布などで汚れ、付着物を除去したうえ、パテかい、研磨紙すりを行ったのち、吸込み止めを行う。
 5. 塗装にかかるまでに素地を十分乾燥させる。

- 12.1.5養生
- 工事中は、塗装面並びに塗装面以外の部分に汚染や損傷を与えないように十分注意し必要に応じて適正な養生を行う。

12.2工法

- 12.2.1合成樹脂調合ペイント塗り
1. 合成樹脂調合ペイント塗り（JIS K5516）の塗料は、特記がなければ屋内塗りの場合は1種とし、屋外塗りの場合は、2種とする。
 2. 木部は、下塗りとして合成樹脂調合ペイントを塗布し、パテかい、研磨紙すり後、中塗り及び上塗りを行う。
 3. 鉄部及び亜鉛めっき面は、さび止め塗料塗り後、穴埋め、パテかい、研磨紙すり又は水研ぎ後、中塗り及び上塗りを行う。
- 12.2.2合成樹脂エマルションペイント塗り
1. 合成樹脂エマルションペイント塗りは、下地がコンクリート、モルタ

ショッペイント 塗り	ル、プラスター、セッコウボード、その他ボードなどの面に適用する。 2.合成樹脂エマルションペイント塗りの塗料は、屋内塗り（JIS K 5663）の場合は2種を、屋外や湿気を発生する場所には種類1種を用いる。
12.2.3クリヤーラッカーアー塗り	木部のクリヤーラッカー塗りは、下塗りとしてウッドシラーを塗布し、目止めを必要とする材料の場合は目止め塗りを行い、研磨紙すり後、上塗りを行う。
12.2.4油性ステイン塗り・油性スティン合成樹脂ワニス	1.木部の油性ステイン塗りは、1回塗り以上とし、塗り残しや、むらがないよう塗る。 2.油性ステイン合成樹脂ワニス塗りは、上記1ののち、合成樹脂ワニス塗りとする。
12.2.5マスチック塗材塗り	1.マスチック塗材塗りは、マスチック塗材を特殊多孔質ハンドローラーを用いて1回工程で塗膜を作る内外面の塗装工事に適用する。 2.工具は、多孔質のハンドローラーとする。 3.マスチック塗材は、施工に先立ち、かくはん機を用いて十分かくはんする。 4.塗り付けは、下地に配り塗りを行い、次いでならし塗りをしたのち、ローラー転圧による1回塗り工程により仕上げる。 塗り幅は、800mm前後を標準とし、塗り継ぎ部が目立たないように、むらなく塗り付ける。 5.パターンの不ぞろいは、同一時間内に追掛け塗りをし、むら直しを行って調整する。 6.凸面処理仕上げは、パターン付けを行い凸部が適度に硬化したのち、押えローラーを用いて、見本と同様になるように行う。

見本塗り 小さい見本だけで決めてしまうと、実際塗り上げてから予想と違うことがある。また、塗面の色は、乾燥すると塗りたての時の色より若干異なるので、色合わせなどの場合は、できるだけ、実際の塗装面に見本塗りを行い十分に乾燥させてから色見本と比較するとよい。

やに処理、節止め 節、やに等の仕上げ塗膜に影響するものは、なるべく小刀で削り取る。削り取りができない時は、焼ごてで滲出させ溶剤で拭き取り、セラックニスを2回塗っておく。

パテかい 大きな穴又は傷は、素地に合ったパテで練り、へらでなすりつけるが、薄く何回もつける方がよい。

目止め 造作用ラワン材などの塗料の吸込みのはげしい木材には、との粉、ベンカラ、灰墨などと合成樹脂ワニスを混ぜて目止め剤とし、全面に一度塗って乾いた布でふき取り、塗料の付着の均一と木理の美装をはかる。

研磨紙すり 塗面の平坦化と塗料の付着効果を上げるために用いるが、素地ごしらえでは、荒目の#120～#180程度を、下塗り後の調整には、#180～#240程度を、さらによい仕上げには、#320位をと順次細か目の研磨紙を用いてゆく。研磨紙すりには、乾燥状態のまま研ぐからとぎと水をつけながら研ぐ水研ぎのほか油とぎもある。

塗料の性質等 コンクリート、モルタル、プラスターなどは、アルカリ性の強い下地なので、塗装後の塗膜がアルカリによってはがれたり、色が変ったりする欠陥が生ずることが多い。そのため、下地はよく乾燥させて、アルカリ分が塗装に支障を及ぼさないようにしなければならない。一般には乾燥は3週間以上必要とされているが、工事の都合で、それまで待てない

こともかなり多い。その場合アルカリに強い塗料を選んだり、シーラを塗ったりして欠陥が生じないようにする。

モルタルやプラスターでは、こて押えの力がむらになり勝ちで、塗料の吸収が不均一になったり、表面にひび割れが生じたりする。

塗装方法 塗料の種類、必要な仕上がりの程度により、はけ塗り、吹付け塗り、ローラー塗りが用いられ、クリヤラッカー仕上げには、たんぽ塗りも行なわれる。従来、はけ塗りが圧倒的に多かったが、技術習得に時間を要するので、それにかわり吹付け塗りが次第に多くなってきている。

建築塗装は、塗装環境のコントロールが不可能であり、かつ自然乾燥にたよるので、塗面の素地状態、気候条件に特に注意を払う必要がある。

鉄部の塗装 鉄部の塗装は防錆が主な目的である。対象となる部分は手すり、面格子、鉄柵、テラス、階段などで、通常これらは工場等で錆止め塗料が1回塗られたものが取付けられる。

現場では、ほこり、汚れなどを取り除いてから塗装する。塗装には合成樹脂調合ペイントが使われ、2回塗りが普通である。

13. 衛生設備工事・雑工事

13.1衛生設備工事

- 13.1.1衛生器具 1.洗面器、手洗器、大小便器、キッチンユニット、浴槽、浴室ユニット及び洗面化粧ユニットなどの品質は特記による。なお、BL認定の対象となっている衛生器具は、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとする。
- 2.混合水栓は、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。

- 13.1.2衛生陶器の附属器具 附属金具はJIS A5514（衛生陶器附属金具）に適合するもので、見えがかりはクロムめっき仕上げとする。

- 13.1.3器具の取り付け 1.器具を木造壁等に取付ける場合は、木工事で施工した堅固な当て木に取付ける。
2.器具排水口周辺と、排水金具とのすき間には耐熱性不乾性シール材を詰め、漏水のないように締め付ける。
3.その他取付けの詳細は、各製造所の仕様による。なお、監督者がいる場合はその指示を受ける。

13.2し尿浄化槽工事

- 13.2.1一般事項 1.し尿浄化槽は建築基準法施行令第32条及び昭和55年建設省告示第1292号によるほか、特定行政の定める取扱い要綱などによる。
2.本仕様書は、現場施工形（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう。）及びユニット形（工場で製品化又は半製品化し、現場で組立て又は据付けを行なうものをいう。）に適用するものとする。

- 13.2.2設置工事 1.し尿浄化槽の基礎は、所定の深さに根切りを行ったのち、砂利地業、捨てコンクリート地業及び鉄筋コンクリート打ちを3.（土工事・基礎工事）の項の該当事項に準じて行う。

なお、基礎などの厚さは、地耐力を考慮して決定する。

2. ユニット型浄化槽を設置する場合は、基礎上に水平に設置し、流入管底と放流管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認したのち、埋戻しを行う。
3. 埋戻しは、槽内に半分程度注水ののち、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等につき固め、水締めを行う。
4. 埋戻しにあたっては、ユニット本体に鋭角な碎石などが当たらないよう、特に注意する。

13.3 便槽工事

13.3.1 改良便槽

改良便槽は、次による。

- イ. 便槽は耐水材料とし、排水便管はビニル管又はこれと同等以上の耐水性のある材質とする。
- ロ. 槽内は、防水モルタル塗りとする。また、汲取口のふたは、鉄製、コンクリート製又は合成樹脂製とする。
- ハ. 便槽の基礎は13.2.2(設置工事)の1による。

13.3.2 無臭便槽

無臭便槽とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

13.4 換気設備工事

13.4.1 換気扇類及び付属機器

1. 換気扇類及び付属機器は、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。
2. 換気扇類は、次の仕様に適合するものとする。
 - イ. 浴室など多湿箇所に使用する換気扇類及び付属機器は、耐湿型とし、アース付きのものとする。
 - ロ. 換気扇類は、逆流防止シャッター付きとする。
 - ハ. レンジ用フードファンはグリスフィルター付きとする。

13.4.2 風道(ダクト)

及びフード

1. 風道(ダクト)は次による。
 - イ. 風道(ダクト)の材質は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)のSUS304に適合するもの、又はJIS K 6741(硬質塩化ビニル管)のVP若しくはVUに適合するものとする。
 - ロ. 継手は、JISK 6739(排水用硬質塩化ビニル管継手)に適合するものとする。
 - ハ. 鉄板製のスパイラルダクトとする場合は、イの溶融亜鉛めっき鋼板を用い、板厚は0.5mm以上とする。
2. フードの材質は、特記がなければ、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)のSUS304に適合するものとする。

13.5 雜工事

13.5.1 太陽熱温水器

1. 太陽熱温水器は、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。
2. 太陽熱温水器の取付けは、各製造所の仕様によることとし、BL部品を使用する場合はBL認定製造所に登録された指定施工店が行うものとする。

13.5.2 給湯器ユニット ・暖房システム

1. 給湯器ユニットは、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。

		2. 暖房システムは、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。
13.5.3	下方放出型簡易自動消火装置	1. 下方放出型簡易自動消火装置は、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし、(財)日本消防設備安全センターの認定品とする。 2. 下方放出型簡易自動消火装置の取り付けは、各製造所の仕様による。
13.5.4	火災報知設備	1. 火災報知設備は、日本消防検定協会の検定品又は鑑定品とする。 2. 火災報知設備の取り付けは、各製造所の仕様による。
13.5.5	避難用器具	避難用器具は、日本消防検定協会の検定品又は(財)日本消防設備安全センターの認定品とする。
13.5.6	ホームオートメーション機器	1. ホームオートメーション機器は、BL部品(住宅情報システム)又はこれと同等以上の品質のものとし、特記による。 2. ホームオートメーションの構成機器は次による。 イ. 住宅情報盤 ロ. ガス漏れ検知器 ハ. 火災感知器 ニ. 非常押釦 ホ. 防犯センサー ヘ. 防犯カメラ(カメラドアホン子機) ト. 電気錠 チ. インターфон リ. ホームテレホン ヌ. モニターテレビ ル. その他(自動通報機、トイレコール、バスコール、風呂センサー、自動風呂給湯、照明コントロール、空調コントロール等) 3. ホームオートメーション機器を電灯線方式により設置する場合は、ブロックフィルターを設ける。
13.5.7	ホームエレベーター	1. ホームエレベーターは、BL部品又はこれと同等以上の品質のものとし特記とする。 2. ホームエレベーターの設計、設置、利用及び維持管理は、それぞれ(財)日本建築センターの「個人住宅用エレベーター設計指針」、(社)日本エレベーター協会の「個人住宅用エレベーター設置及び利用の手続きの作成指針」及び(財)日本昇降機安全センターの「個人住宅用エレベーター維持・管理規準」による。
13.5.8	めがね材	めがね材にはコンクリート製、軟石製、片面めがね鉄板または換気口兼用めがね鉄板を使用し、壁体に堅固に取り付ける。
13.5.9	電話	電話器は、(財)電話通信端末機器審査協会の認定品を標準とする。
13.5.10	テレビアンテナ支持装置	テレビアンテナ支持装置の取付位置は、建築主又は監督者と打合せて決めるものとし、強風に耐えるよう堅固に取付ける。
13.5.11	雜金物	1. 手すりの品質、寸法、形状及び表面処理は特記による。 2. カーテンレールの品質は、JIS A 4802(金属性カーテンレール)の規格品又はこれと同等以上の品質のものとする。

下方放出型簡易自動消火装置 主として、一般家庭の部屋(6帖程度)の天井部に設置し、出火等により室温が一定温(72°C)以上に上昇するか又は感知部に火災が接触すると、器具に埋

め込まれた消火液が自動的に大小の気泡液として拡大散布され、初期火災のうちにこれを消火する装置である。

火災報知設備 火災によって生じる熱又は煙を利用して、自動的に火災の発生を感知し、火災が発生した旨の警報を発する装置で、自動火災報知設備、簡易型火災警報器（簡警器）などがある。

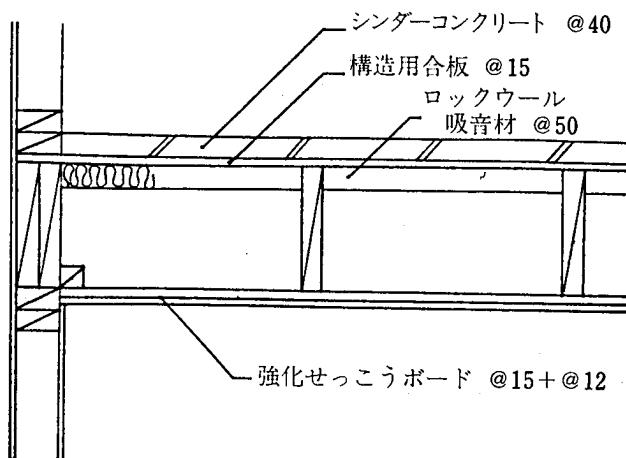
14. 簡易耐火構造の住宅の仕様

- 14.1一般事項**
1. 簡易耐火構造の住宅で、建築規準法第2条第9号の3イ又はロに規定する構造の住宅に準ずる耐火性能を有するものとして主務省令で定める技術的基準に該当する場合はこの項による。
 2. この項に掲げるもの以外の材料又は仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。
- 14.2外壁・軒裏**
- 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。
- イ. 鉄網モルタル塗で塗厚さを2cm以上とする。
 - ロ. 木毛セメント板張又はせっこうボード張りの上に厚さ1.5cm以上モルタルを塗る。
 - ハ. モルタル塗の上にタイルを張り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。
 - ニ. セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗り、その厚さの合計を2.5cm以上とする。
 - ホ. イ、ロ、ハ及びニに掲げるもの以外の防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ）とする。
 - ヘ. 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は建築基準法施工令第108条の規定に基づく防火構造の指定（昭和34年、建設省告示第2545号）により、これと同等以上の防火性能を有すると建設大臣が認めるものとする。
- 14.3界壁**
- 住宅相互間及び住宅と住宅とが共用する廊下、階段等の部分（共用部分）と住宅の間の界壁の構造は、4.6.13（住戸間の界壁）の項により、せっこうボードの取付寸法は10.6.4.2（二枚張り）の項による。
- 14.4界床**
1. 住宅相互間及び住宅と住宅とが共用する廊下、階段等の部分（共用部分）と住宅の間の界床の下地材料及び構造は次による。
 - イ. 界床の下面（天井部）は厚さ15mm以上のJIS A6913（無機繊維強化せっこうボード）の適合品（以下「強化せっこうボード」という。）の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボードを10.6.3.2（二枚張り）の項に基づき取り付ける。
 - ロ. 界床の上面（床部）は厚さ15mm以上の構造用合板（構造用合板のJASで定める特類に限る。）を張った後、厚さ40mm以上のシダーコンクリート又は厚さ20mm以上のせっこう系S L材を全面に敷き流す。
 2. 室内に面する天井の構成を吊天井とする場合の仕様は次による。

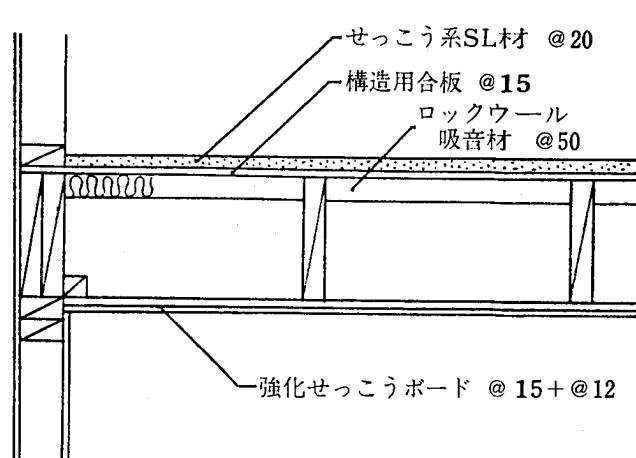
- イ. 吊木受けは床根太より1サイズ程度小さい寸法型式の木材とし、床下張材から離し、床根太間の中央に張り付ける。
- ロ. 吊木は寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の木材とし、1m以内の間隔で吊木受けに取り付ける。
- ハ. 野縁は寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の木材とし500mm以内の間隔で格子状に組み合わせ吊木に取り付ける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とする。
- ニ. 野縁と野縁間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール吸音材を2枚張りの石膏ボードの施工と並行してすきまが生じないように敷き込む。
3. 界床を設ける場合の床根太、床梁、まぐさ等のスパンは、別冊のスパン表による。

14.4-1図 界床（室内に面する天井の下地材料を床根太に直張りする場合）

(A) シンダーコンクリートによる場合

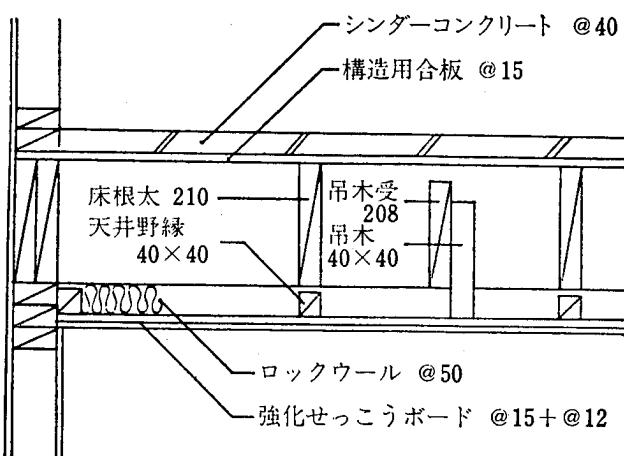


(B) せっこう系SL材による場合

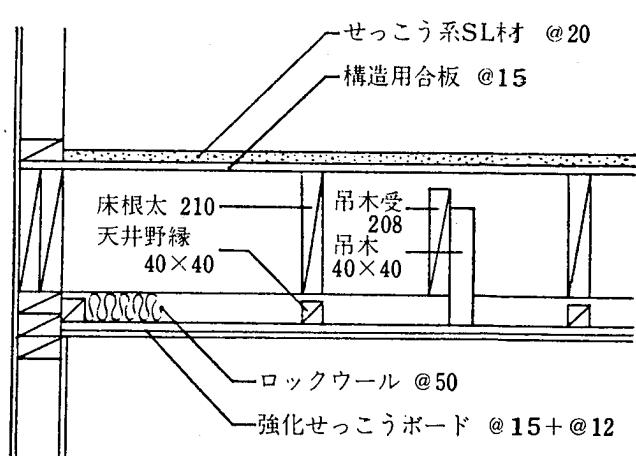


14.4-2図 界床（室内に面する天井の構成を吊天井とする場合）

(A) シンダーコンクリートによる場合



(B) せっこう系SL材による場合



14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁、天井

- 14.5.1 1戸建又は連続建の場合 1. 室内に面する壁の下地材料又は構造は次のいずれかによる。下地材料の取付方法は、10.6.4（壁張り）の項による。
- イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。
 - ハ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボード張りの上に厚さ8mm以上のラスター塗り。
- ニ. 防火構造
2. 室内に面する天井の下地材料又は構造は、次のいずれかとする。ただし、天井の構成を吊天井とする場合は、次のロ又はハとする。下地材料の取付方法は10.6.3（天井張り）の項による。
- イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り。
 - ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mmのロックウール化粧吸音板張り。
- ニ. 防火構造
3. 室内に面する天井の構成を吊天井とする場合の仕様は14.4（界床）の2による。

- 14.5.2 重ね建の場合 1. 室内に面する壁の下地材料又は構造は次による。
- イ. 14.4（界床）の項による界床の下に存する住宅の壁にあっては、厚さ、15mm以上のせっこうボードを10.6.4.1（一枚張り）の項に基づき取り付ける。
 - ロ. 界床の上に存する壁にあっては14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の1による仕様とする。
2. 界床の上に存する住宅の下地材料又は構造は、14.5.1（1戸建又は連続建の場合）の項の2による仕様とする。

- 14.6 その他の 1. 壁及び天井の下地材料の目地は防火上支障のないよう処理する。
2. 壁又は天井の下地材料を貫通して設備器具を取付ける場合にあっては当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。
3. 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には火炎が相互に貫通しないよう、ファイヤーストップ材を設ける。（4.5.4の項参照）
4. 防腐、防蟻措置については4.3（防腐、防蟻措置）の項による。
5. 床下換気については3.4.7（床下換気）の項による。
6. 床下防湿については3.4.11（床下防湿）の項による。
7. 小屋裏換気・軒裏換気については4.9（小屋裏換気・軒裏換気）の項による。

15. 3階建の仕様

15.1一般事項

15.1.1総則

1. 3階建の住宅の基礎、土台、床枠組、壁枠組、小屋組及び防火仕様は、この項による。
2. 前号に掲げる項目以外の項目は、それぞれ1.（一般事項）～3.3（地下室の基礎壁）、4.1（材料）～4.3（防腐・防蟻措置）、5.（屋根工事）～14.（簡易耐火構造の住宅の仕様）の各項による。

15.1.2構造計算等

1. 3階建の住宅は、建築基準法に基づく構造計算により構造耐力上の安全性を確認したうえ、仕様を決めるものとする。
2. 小屋裏利用3階建の住宅で1にかかわらず「小屋裏利用3階建枠組壁工法建築物簡易構造設計規準について」(平成元年3月30日付け建設省住指発第136号)に従って建設する場合の仕様は特記による。
3. この項に掲げる釘の種類、本数、釘打ち間隔、金物の種類、金物の設置間隔など構造設計に関わる数値等は、全て構造耐力上の安全性を確認したうえ決定するものとする。

15.2基礎工事

15.2.1一般事項

1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。
2. 基礎の構造は、次のいずれかとする。
イ. 布基礎
ロ. 腰壁と一体となった布基礎
ハ. 床と一体となった布基礎
ニ. べた基礎と一体となった布基礎

15.2.2布基礎

1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造とする。
2. 布基礎の深さは、地盤面下150mm以上とし、設計地耐力の地盤まで掘り下げるとともに、建設地域の凍結深度以上とする。
3. 地盤面からの布基礎の立上がりは、300mm以上とする。
4. 布基礎の幅は、150mm以上で土台の幅以上とする。

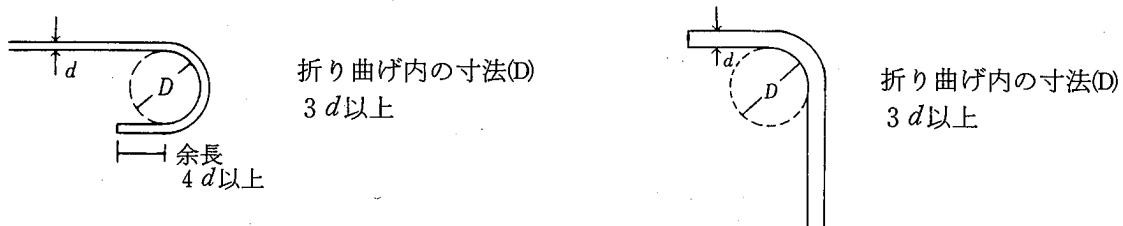
15.2.3鉄筋材料及び加工

1. 異形鉄筋及び丸鋼の品質は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）又はJIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）に適合するものとし、その種類及び径などは特記による。
2. 鉄筋は、設計図書に指定された寸法及び形状に合わせ、常温で正しく加工する。
3. 鉄筋の径は、異形鉄筋では呼び径、丸鋼では径とする。
4. 鉄筋の継手は、重ね継手又はガス圧接とし、その適用は特記による。ただし、特記がなければ重ね継手とする。
5. 有害な曲がり、ひび割れ、さざくれなどの損傷のある鉄筋を使用してはならない。
6. 鉄筋の切断は、シアカッター又はのこによって行う。
7. 鉄筋の末端部にはフックをつける。
8. 鉄筋の組立ては、鉄筋の交差点及び継手部分の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束する。

15.2-1図 鉄筋の折り曲げ

(A) 鉄筋末端の折曲げ形状・寸法

(B) 鉄筋中間部の折曲げ形状・寸法



9. 鉄筋の最小かぶり厚さは、基礎の立ち上がり部分においては50mm以上、底盤においては70mm以上とする。

15.2.4 アンカーボルト 1. アンカーボルト及び座金は4.1.5(接合及び補強金物)の項によるCマーク表示品又はこれと同等以上のものとする。

2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。

イ. 耐力壁の両端のたて枠の下部に近接した位置

ロ. 住宅の隅角部、土台の継手部分及び土台切れの箇所

ハ. 上記イ及びロ以外の部分においては、間隔2.0m以内の位置

3. アンカーボルトの心出しあは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。

4. アンカーボルト(A-40)のコンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。なお、アンカーボルトの先端は、ナットの外にねじが3山以上出るように固定する。

5. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の振れなどのないように、十分固定する。

6. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。

7. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりが生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。

15.2.5 ホールダウン専用アンカーボルト 1. ホールダウン専用アンカーボルト(A-60又はA-70)は、4.1.5(接合及び補強金物)の項によるCマーク表示品又はこれと同等以上のものとし、コンクリートへ埋込み長さは360mm以上とする。

2. ホールダウン専用アンカーボルト(A-60又はA-70)の埋設方法は次による。

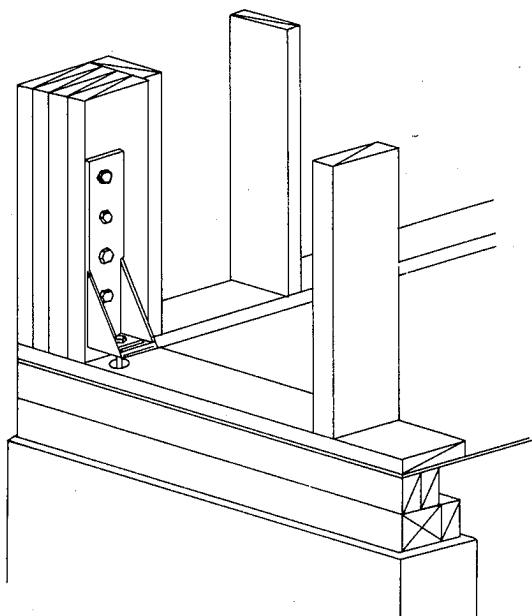
イ. ホールダウン金物(HDB又はHDN)をホールダウン専用アンカーボルト(A-60又はA-70)で直接緊結する場合は、取り付くたて枠の位置にホールダウン専用アンカーボルトを正確に埋込む。

ロ. ホールダウン金物(HDB又はHDN)を土台用専用座金付ボルト(M16W)で緊結する場合は、2本のアンカーボルト(A-40)をそれぞれ土台用専用座金付ボルトの心より150mm内外に埋込む。

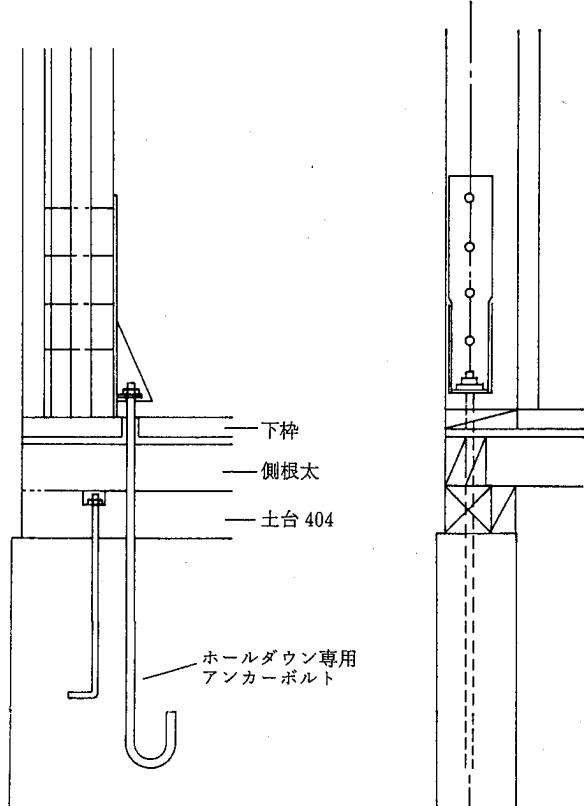
3. ホールダウン専用アンカーボルト（A-60又はA-70）の心出し・保持等は、15.2.4（アンカーボルト）の3、5、6及び7の項による。

15.2-2図 ホールダウン金物を用いた緊結方法

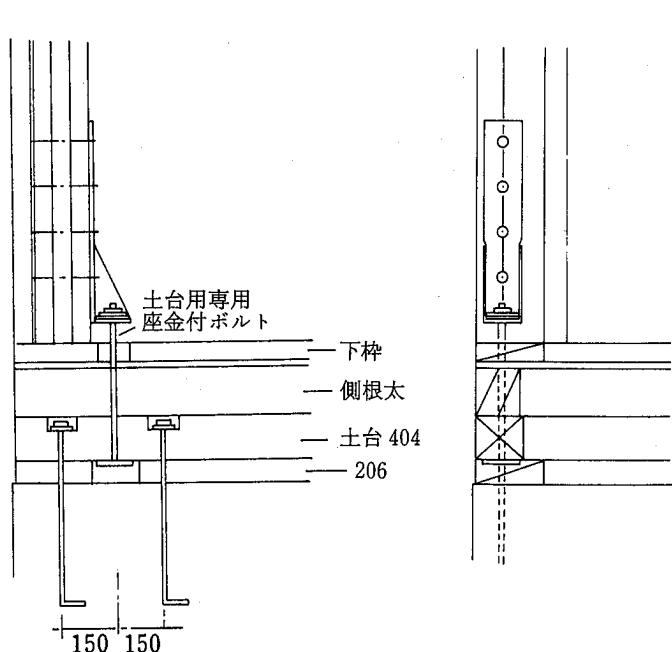
(A) 土台に404を用いる場合



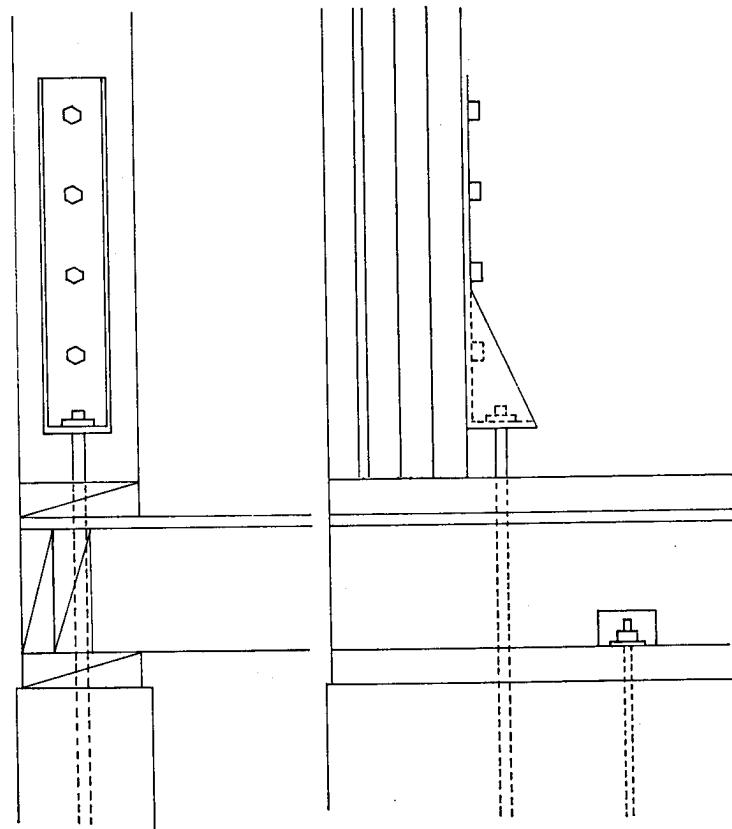
(A-1) 比較的引き抜き応力が大きい場合の施工例



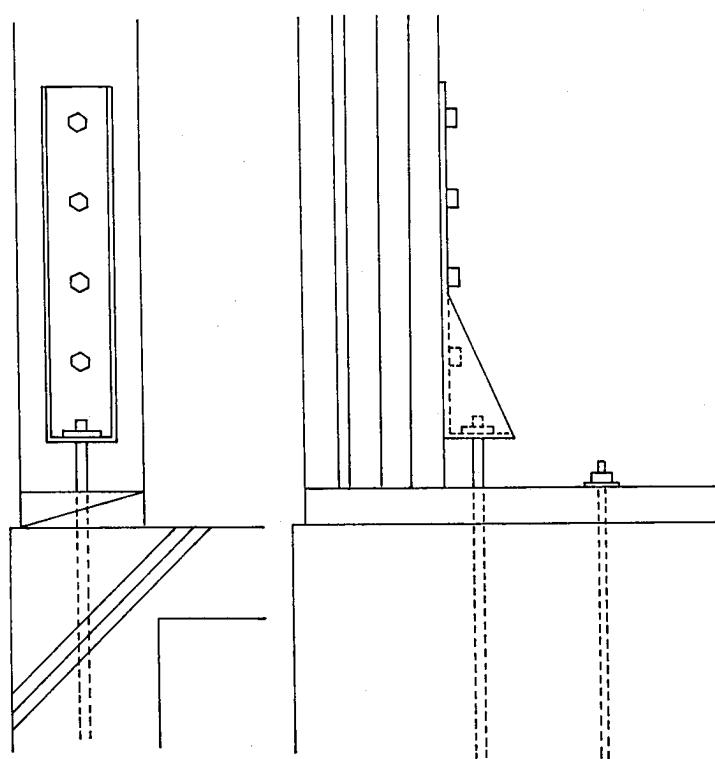
(A-2) 比較的引き抜き応力が小さい場合の施工例



(B) 土台に206を用いる場合



(C) 基礎を床と一体の布基礎とした場合



15.3 土台

- 15.3.1 土台の寸法型式等 1. 土台に使用する木材は、寸法型式204、206、208又は404の製材とする。
なお、座金ばかりは、寸法型式404の場合のみできる。
2. 土台は、4.3.2（工場処理による防腐・防蟻処理材）の項の1の工場処理材を使用する。
3. 土台が基礎と接する面には、防水紙、その他これに類するものを敷く等の防腐措置を講ずる。
4. 土台の幅は、下枠の幅と同寸以上とする。

- 15.3.2 大引き、束を用いた床組及び床下張り 4.4.3（大引き、束を用いた床組）及び4.4.4（大引き、束を用いた床組の床下張り）の項による。

15.4 床枠組

- 15.4.1 床根太 1. 床枠組を構成する床根太は、寸法型式206、208、210及び212の製材を縦使いし、床根太相互の間隔は650mm以内とする。

2. 床根太の釘打ちは、土台、頭つなぎ、床梁などに対して、2本のCN75を斜め打ちする。（4.5-1図参照）

床根太の継手は、4.5.2（床根太の継手）の項による。

- 15.4.2 床根太の継手 1. 側根太には、同寸の添え側根太を添え付け、釘打ちは、CN75を両端部2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

2. 端根太と側根太、添え側根太及び床根太との仕口は、それぞれ3本以上のCN90を木口打ちする。（4.5-3図参照）

3. 端根太部には、床根太間及び床根太と添え側根太の間に端根太ころび止めを設け、それぞれ4本のCN75を平打ちする。（4.5-4図参照）

4. 側根太及び端根太から土台又は頭つなぎに対する釘打ちは、1階にあってはCN75を間隔250mm以内に、2階又は3階にあってはCN75を間隔500mm以内に斜め打ちする。

5. 側根太及び端根太の継手の仕様は、構造計算による。

- 15.4.4 ころび止め及びファイアーストップ材 ころび止め及びファイアーストップ材は、4.5.4（ころび止め及びファイアーストップ材）の項による。

- 15.4.5 床開口部 開口部を補強する開口部端根太及び開口部側根太は、これを構成する床根太と同寸以上の寸法型式ものとする。

- 15.4.6 床下張り 1. 床根太間隔を50cm以下とする場合の床下張材の品質は、4.5.9（床下張り）の項の1による。

2. 床根太間隔を50cmを超え65cm以下とする場合の床下張り材の品質は、4.5.11.5（床下張り）の項による。

3. 構造用合板は、表面纖維方向が床根太方向と直交するように張り、パーティクルボード及び構造用パネルは、長手方向が床根太方向と直交するように張る。

4. 床下張りは、千鳥張りし、3本以上の床根太にかかるようする。（4.5-21図参照）

5. 接着剤を用いて床下張りを行う場合は、住・木センター認定の床用現場接着剤を床根太部分及び受け材部分又は木ざね部分のよごれ、付着

物を除去したうえで塗布する。

6. 床下張材の突き合わせ部分には、寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の受け材を入れる。ただし、次のいずれかとし、構造計算により構造耐力上の安全性が確認された場合には省略することができる。
 - イ. 床根太間隔を310mm以下とし、厚さ15mm以上の構造用合板を用いる。
 - ロ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ18mm以上の構造用合板を用いる。
 - ハ. 床根太間隔を310mm以下とし、厚さ12mmの構造用合板で、「日合連」で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するものを用いる。
 - ニ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ15mmの構造用合板で、「日合連」で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するものを用いる。
 - ホ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ12mmの構造用合板で「日合連」で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するものを用い、前号で定める床用現場接着剤を床根太部分及び本ざね部分に塗布する。
7. 床下張材の釘打ちは、CN50を周辺部150mm間隔以内、中間部200mm間隔以内で床根太又は床梁及び受け材に平打ちする。なお、床下張材の厚さが15mm以上の場合の釘はCN65を用いる。
8. 床下張材にパーティクルボード又は構造用パネルを用いる場合は、突きつけ部分を2~3mmあけ、防水措置は次のいずれかによる。
 - イ. 施工前又は施工後、タール系のペイント又は油性ペイントで、木口全面を塗布する。
 - ロ. 目的の部分に防水テープを張る。
 - ハ. 目地の部分にコーティング等を施す。

15.5 壁 枠 組

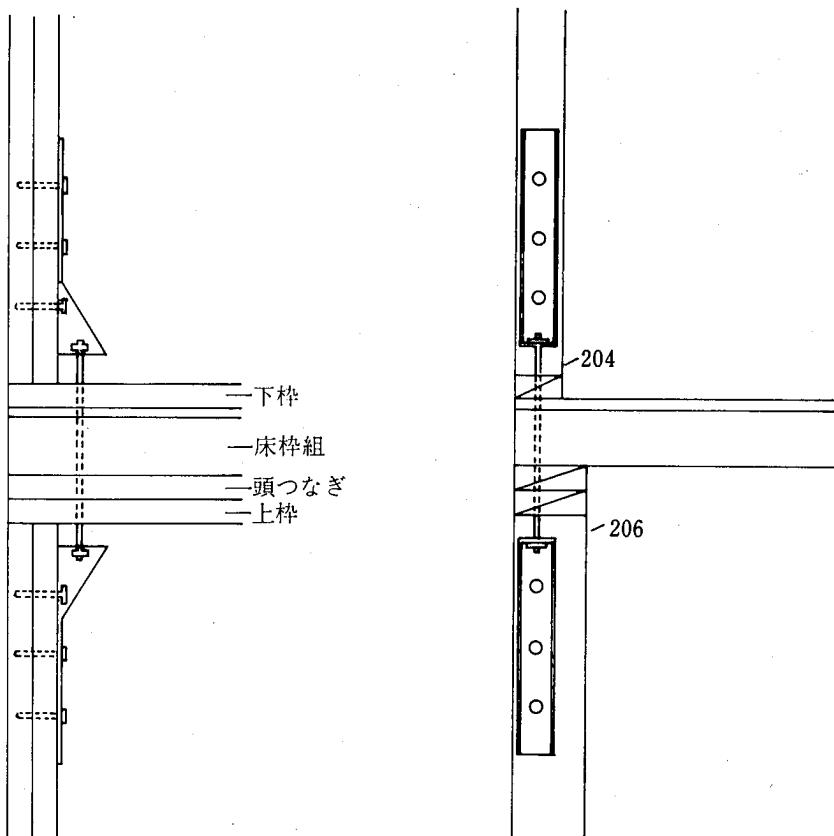
15.5.1 耐 力 壁

1. 耐力壁の幅はその高さの1/3以上とする。
2. 耐力壁線相互の間隔は12m以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の面積は、60m²以下とする。
3. 耐力壁の下枠、上枠、たて枠及び頭つなぎは、寸法型式204、206、208又は404の製材とする。
4. 3階部分を小屋としない場合の1階のたて枠は、寸法型式206又は208の製材とする。
5. たて枠相互の間隔は650mm以内とする。
6. 3階部分を小屋としない場合の1階のたて枠相互の間隔は、当該たて枠に寸法型式206の製材を使用する場合は、500mm以内とする。
7. 2階又は3階の耐力壁の直下には、原則として、耐力壁を設ける。なお、これらによらない場合は、当該耐力壁直下の床根太を構造力上有効に補強する。
8. 耐力壁の種類は、耐力壁のたて枠相互の間隔が50cm以下の場合は4.6.1(耐力壁)の項の5、当該間隔が50cmを超える場合は、4.6.16.4(耐力壁)の項による。
9. 通常の耐力壁の下枠の下端から頭つなぎの上端までの寸法は、2,450mmを標準とする。

- 15.5.2.1 階たて枠と基礎（土台）との緊結**
- 外周部の主要な隅角部のたて枠及び引抜き応力が大きいたて枠は、接合金物（ホールダウン金物）を用いて基礎と緊結する。
 - 接合金物は、4.1.5（接合及び補強金物）の項によるCマーク表示品又はこれと同等以上のものとする。
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）で、土台を介して基礎とたて枠を直接緊結する場合は、次による。（15.2-2図（A-1）参照）
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）は、柱の下部に締め代をとり、六角形ボルト（M12）、ラグスクリュー（LS12）又はZN90でたて枠に緊結する。
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）の下部は、ホールダウン専用アンカーボルト（A-60又はA-70）に土台を介してナットで緊結する。
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）で、土台を介して基礎とたて枠を緊結する場合は、次による。（15.2-2図（A-2）参照）
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）の取付けは、前号イによる。
 - ホールダウン金物（HDB又はHDN）の下部は、土台用専用座金付ボルト（M16W）に固定し、15.2.5の項の2のロにより緊結する。
 - 外周部の主要な隅角部及び引抜き応力が大きいたて枠と基礎又は土台との緊結に、接合金物としてホールダウン金物（HDB又はHDN）以外のものを使用する場合は、特記による。
- 15.5.3 耐力壁の上枠及び下枠**
- 上枠及び下枠は、それぞれの壁面ごとに一体のものを用いる。
 - 上枠とたて枠の仕口は、上枠側から2本以上のCN90を木口打ちとする。また、下枠とたて枠の仕口は、下枠側から2本以上のCN90を木口打ちとするか、たて枠から3本以上のCN75を斜め打ちする。（4.6-1図参照）
- 15.5.4 耐力壁の頭つなぐ**
- 頭つなぎは、上枠と同寸の寸法型式のものとし、なるべく長尺材を用い、継手は、上枠の継手位置より600mm以上離す。
 - 隅角部及びT字部での頭つなぎの仕口は、上枠と頭つなぎが相互に交差し重なるようにおさめる。
 - 頭つなぎと上枠との接合は、頭つなぎから上枠へCN90を端部は2本以上、中間部は500mm間隔以内に平打ちとする。
- 15.5.5 耐力壁の隅柱**
- 耐力壁の隅柱は、3本以上のたて枠で構成する。
 - 隅角部におけるたて枠とたて枠の緊結は、合わせたて枠、かいぎ等を介して、CN90を間隔300mm以内に平打ちする。
- 15.5.6 耐力壁線の開口部**
- 耐力壁線に設ける開口部の幅は4m以下として、その開口部の幅の合計は、その耐力壁線の長さの3/4以下とする。
 - 耐力壁線に幅900mm以上の開口部を設ける場合は、原則として、まぐさ及びまぐさ受けを用いる。
 - 開口部にまぐさ受けを用いる場合のたて枠とまぐさ受けの緊結は、まぐさ受けからたて枠へCN90を間隔を300mm以内に平打ちする。
- 15.5.7 外壁の耐力壁相互の交差部の耐力壁**
- 外壁の耐力壁線相互の交差部には、原則として、長さ90cm以上の耐力壁を1以上設ける。

- 15.5.8 外壁下張り 外壁下張りは、4.6.9（外壁下張り）の項による。
- 15.5.9 筋かい 筋かいは、4.6.10（筋かい）の項による。
- 15.5.10 ころび止め ころび止めは、4.6.11（ころび止め）の項による。
- 15.5.11 住戸間の界壁 連続建の住戸間の界壁は、4.6.13（住戸間の界壁）の項による。
- 15.5.12 壁枠組と床組 及び土台との緊結 1. 壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から床根太、側根太、端根太及びころび止めへ、1階にあってはC N90を間隔250mm以内に、2階又は3階にあってはC N90を間隔500mm以内に平打ちする。
 2. 外壁の隅角部隅柱及び外壁の開口部の両端に接する耐力壁のまぐさ受けが取り付くたて枠は、直下の壁のたて枠、床枠組又は土台にホールダウン金物、帶金物又はかど金物で構造耐力上有効に緊結する。
 3. 前号において壁材で構造耐力上有効に緊結する場合は、金物を省略することができる。（4.6-22図参照）
- 15.5.13 ホールダウン金物を用いる場合の1階の壁枠組と2階の壁枠組との緊結方法 1. 1階の耐力壁の端部で、外周部の主要な隅角部のたて枠及び引き抜き応力の大きいたて枠は、ホールダウン金物（HDB又はHDN）を用いて2階の耐力壁端部のたて枠と緊結する。
 2. 接合金物（ホールダウン金物）は、4.1.5（接合及び補強金物）の項によるCマーク表示品又はこれらと同等以上のものとする。
 3. ホールダウン金物（HDB又はHDN）の取り付くたて枠は、2本以上の合わせたて枠とする。
 4. ホールダウン金物（HDB又はHDN）は、2階の合わせたて枠の下部及び1階の合わせたて枠の上部に締め代をとり、六角ボルト（M12）、ラグスクリュー（LS12）又はZN90でたて枠に取り付ける。また、ホールダウン金物同士は六角ボルト（M16）を用いて緊結する。（15.5-1図参照）

15.5-1図 ホールダウン金物を用いる場合の1階の壁枠組と2階の壁枠組との緊結方法



15.6 小屋組

15.6.1 一般事項

1. 小屋組を構成するたるき、天井根太は寸法型式204、206、208、210及び212の製材とし、それらの相互の間隔は650mm以内とする。
2. たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上弦に金物で構造耐力上有効に緊結する。
3. 小屋組には振れ止めを設ける。

15.6.2 小屋組の各部材

相互及び小屋組
の部材と頭つな
ぎとの緊結

15.6.2.1 天井根太と 頭つなぎ又は 梁の接合

天井根太から頭つなぎ又は梁に対しては2本のCN75を斜め打ちする。(4.8-2図参照)

15.6.2.2 むなぎとた るきの接合

1. むなぎは、たるきより1サイズ以上大きな寸法型式のものを用い、頂部は勾配に沿って角度をつける。
2. たるきからむなぎへは、3本のCN75を斜め打ちする。(4.8-7図参考)

15.6.2.3 たるきと頭 つなぎの接合

たるきと頭つなぎの接合は、4.8.2.4(たるきと頭つなぎの接合)の項による。

15.6.2.4 たるきと天 井根太の接合

たるきと天井根太の接合は、たるきから天井根太へCN90を3本以上平打ちする。

15.6.2.5 トラスと頭 つなぎの接合

トラスと頭つなぎの接合は、4.8.4.2(トラスと頭つなぎの接合)の項による。

15.6.3 屋根下張り

1. たるき間隔を50cm以下とする場合の屋根下張材の品質は、4.8.15(屋根下張り)の項の1による。
2. たるき間隔を50cmを超え65cm以下とする場合の屋根下張材の品質は、4.8.17.4(屋根下張り)の項による。
3. 構造用合板は表面の繊維方向が、パーティクルボード及び構造用パネルは長手方向が、たるき又はトラスの上弦材に直交するように張る。
4. 屋根下張りは千鳥張りとし、3本以上のたるき又はトラス上弦材にかかるようにし、軒先面から張り始め、むなぎ頂部で寸法調整する。
5. 屋根下張材の継手部分には、寸法型式204の2つ割り以上(40×40)の受け材を入れる。ただし、次のいずれかとし、構造計算により構造耐力上の安全性が確認された場合は省略することができる。
 - イ. たるき又はトラス上弦材の間隔を310mm以下とし、厚さ12mm以上の構造用合板を用いる。
 - ロ. たるき又はトラス上弦材の間隔を500mm以下とし、厚さ15mm以上の構造用合板を用いる。
 - ハ. たるき又はトラス上弦材の間隔を500mm以下とし、厚さ12mmの構造用合板で「日合連」で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するものを用いる。
6. 屋根下張材の釘打ちは、CN50を周辺部150mm間隔以内、中間部300mm

間隔以内で、たるき、屋根梁又はトラス上弦材及び受け材に平打ちする。

なお、屋根下張材の厚さが15mm以上の場合の釘はCN65を用いる。
(4.8-30図参照)

7. 屋根下張材にパーティクルボード又は構造用パネルを用いる場合は、
4.5.9(床下張り)の7に準じて防水処理を行う。

15.7 防火仕様

15.7.1 一般事項 1. 木造の住宅の防火仕様は、この項による。なお、防火地域及び準防火地域以外の地域に建設する場合は、15.7.2(外壁・軒裏)、15.7.5(屋根の裏面又は屋根の直下の天井)及び15.7.8(外壁の開口部)の各項によらないことができる。

2. 簡易耐火構造の住宅の防火仕様は、14(簡易耐火構造の住宅の仕様)による。なお、準防火地域に建設する場合は、14(簡易耐火構造の住宅の仕様)によるほか、15.7.5(屋根の裏面又は屋根の直下の天井)及び15.7.7(3階部分の区画)並びに15.7.8(外壁の開口部)の各項による。

15.7.2 外壁・軒裏 外壁・軒裏は、14.2(外壁・軒裏)の項による。

15.7.3 外壁の屋内に面する部分及び耐力壁 外壁の屋内に面する部分及び耐力壁の防火被覆は次のいずれかとする。

イ. 14.5.1(1戸建又は連続建の場合)の項の1による。

ロ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。

ハ. 公庫の認めるもの。

15.7.4 天井 天井の防火被覆は次のいずれかとする。

イ. 14.5.1(1戸建又は連続建の場合)の項の2による。

ロ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。

ハ. 厚さ5.5mm以上の難燃合板の上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。

ニ. 公庫の認めるもの。

15.7.5 屋根の裏面又は屋根の直下の天井 屋根の裏面又は屋根の直下の天井の防火被覆は次のいずれかによる。

イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。

ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。

ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

ニ. 建設大臣の認めるもの。

15.7.6 防火被覆材の目地、取合部等 防火被覆材の目地、取合部等は、14.6(その他)の項の1、2及び3による。

15.7.7 3階部分の区画 3階部分の部屋には、間仕切壁又は戸(ふすま、障子等を除く)を設ける。

15.7.8 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は特記による。

15.8避難措置等

- | | |
|--------------|---|
| 15.8.1避難用器具 | 3階の部屋又はバルコニーには、13.5.5（避難用器具）の項による避難用器具を設ける。 |
| 15.8.2火災報知設備 | 火気使用室には、13.5.4（火災報知設備）の項による火災報知設備を設ける。 |
| 15.8.3手すり | 3階の部屋及びバルコニーには、13.5.11（雑金物）の項の1による手すりを設ける。 |

16. 高規格住宅の仕様

16. 1. 総 則

- ※1. 高規格住宅建設基準に該当する場合はこの項による。
- 2. この項に記載のない事項は、原則として住宅金融公庫融資住宅工事共通仕様書による。

16. 2 計画一般

- 16.2.1 住居室の規模
 - ※1. 主な就寝室の床面積（収納スペースは含まない。以下同じ。）は13m²以上とする。
 - ※2. 居間の床面積は13m²以上とする。なお、LD（居間兼食事室）の場合は16m²以上、LDK（居間兼食堂室兼炊事室）の場合は20m²以上とする。
 - 3. 世帯人員に応じ、次表の数値以上の収納スペースを設けることを標準とする。

世帯人員 (人)	2	3	4	5	5 〔老人1人 を含む。〕	6	6 〔老人2人 を含む。〕
収納面積 (m ²)	7.5	9.5	11	13	14.5	15	16.5

- 4. 和室については、182cm×91cm以上の押入を設けることを標準とする。

居住室の規模

主な就寝室と居間は13m²（8畳相当）以上としているが、その室の規模に応じて適切な収納スペース（押入、物入、納戸等）を設けることが望ましい。

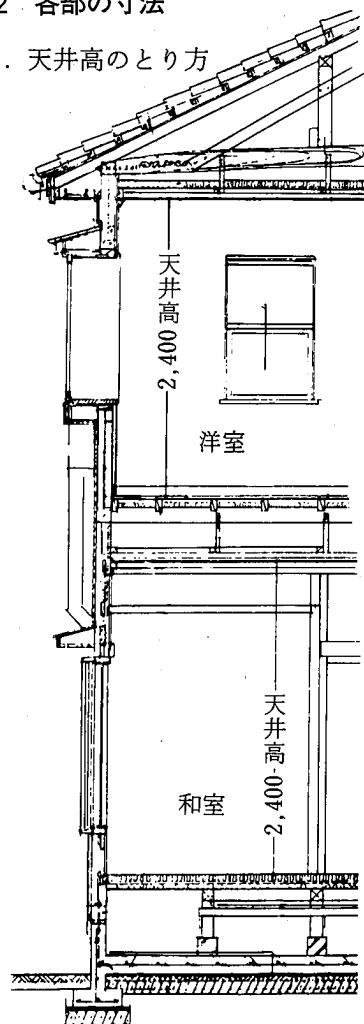
和室については押入（182cm×91cm以上）を設けることが望ましいが、洋室については生活に応じて室内にタンス置場を設けたり、クローゼットを併設する等の措置を講じることが必要となる。

16.2.2. 住宅の各部 の寸法

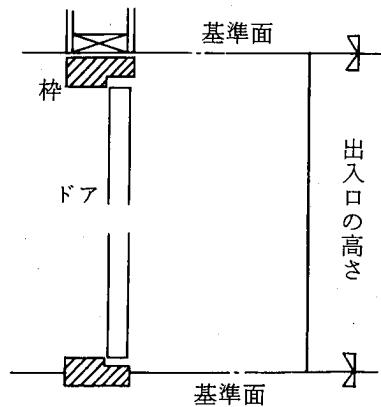
- ※1. 居住室（就寝室、居間、食事室、その他これらに類する室）の床面から天井面までの高さは、240cm以上とする。
- ※2. 洋室の出入口のうち、廊下又は隣接する洋室へ通じる出入口の高さ（呼び寸法）は190cm以上とする。
- 3. 住宅の出入口の高さは190cm以上とする。

参考図 16.2.2 各部の寸法

イ. 天井高のとり方



ロ. 出入口の高さのとり方(呼び寸法)



(注) 床面とは、仕上材(畳、カーペット等)を除いた床の上面をいい、天井面とは天井の仕上面をいう。

16.2.3 住宅内の安全性
※1. 廊下の幅員は、心々100cm以上、又は、有効85cm以上とする。

2. 階段は次による。

※イ. 階段の幅員は、心々100cm以上、又は、有効85cm以上とする。

※ロ. 階段は、踏面(T)21cm以上、かつ、けあげ(R)18cm以下、あるいは、TとRの関係が次式を満たすものとする。

$$R/T \leq 6/7 \text{ かつ } 55cm \leq 2R + T \leq 65cm$$

ハ. 階段には、手すりを設け、その高さは段板から80~85cmを標準とする。

ニ. 階段の中間には、踊り場を設ける。

ホ. 段板は、すべりにくい材料を用いるか、又はすべりにくい仕上げとする。すべり止めを設ける場合は、段板の仕上げ面との高低差を設けないこととする。

3. 居住室、廊下の床はできるだけ段差を設けないこととし、かつ、すべりにくい仕上げとする。

4. 浴室の形状、仕上げ等は次による。

イ. 床の仕上げは、すべりにくいものとする。

ロ. 浴槽には、立ち上り棒を設ける。

ハ. 建具は、転倒時の危険防止を配慮した材料で構成する。

16.3 基礎の構造

1. 基礎の構造は次のいずれかによる。

イ. 布基礎

ロ. 腰壁と一体となった布基礎

ハ. べた基礎と一体となった布基礎

2. 布基礎の工場は次による。

※イ. 布基礎の構造は一体の鉄筋コンクリート造とする。

※ロ. 布基礎の深さは、地盤面下120mm以上とし、設計地耐力の地盤まで掘り下げるとともに、建設地域の凍結深度以上とする。

※ハ. 地盤面からの布基礎の立上がりは、400mm以上とする。

※ニ. 布基礎の幅は120mm以上、かつ、土台の幅以上とする。

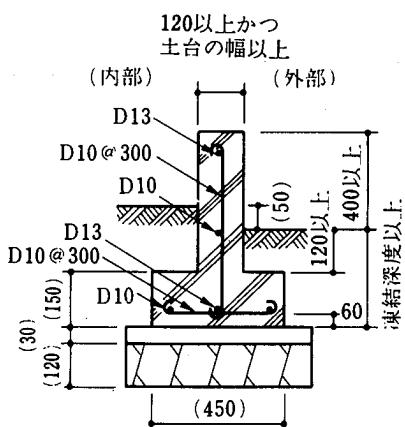
ホ. 布基礎の下部には底盤を設け、厚さ150mm 幅450mmを標準とする。

※3.1階の浴室廻り（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く。）

には、3.4.3（腰壁）の項により布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁又は鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設ける。

参考図 16.3 基礎の構造

イ. 布基礎詳細(mm)



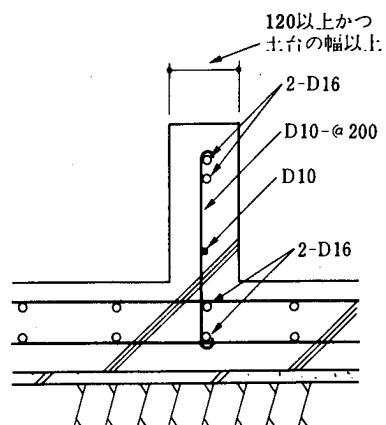
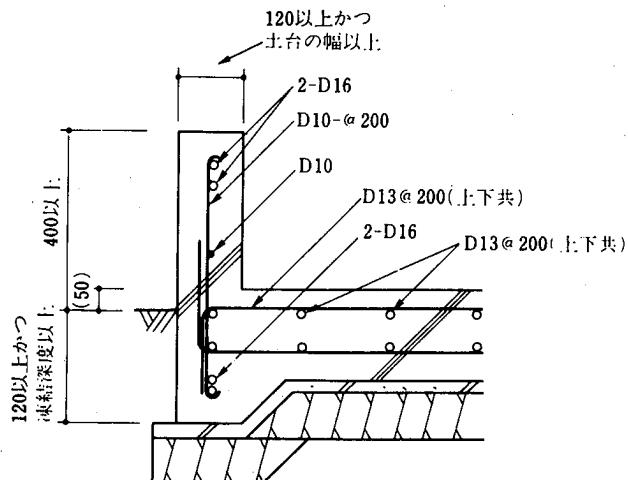
(注) 1. 布基礎各部の寸法のうち()内の寸法は一般的な参考例であるので布基礎の深さ及び底盤の幅等の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。

2. 横筋のうち上下主筋はD13(13φ)その他横筋及び縦筋はD10(9φ)とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを標準とする。

べた基礎

地盤の長期許容地耐力度が3t/m²未満の場合に多く用いられる。床下噴砂を抑え、過大な不同沈下を防止する効果が期待できる。

ロ. べた基礎詳細図(mm)



(注) 1. べた基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案の上構造計算により、決定すること。

2. べた基礎の外周部立上がりには、有効な位置に水抜き穴を設ける。

16. 4床 下 換 気	最下階の床組に木を使用する場合の床下換気は次による。 ※イ. 外周部の布基礎には有効換気面積300cm ² 以上の床下換気口を間隔4m以内ごとに設ける。 ロ. 床下換気口にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンを堅固にとりつける。 ハ. 外周部以外の屋内の布基礎には、適切な位置に点検に支障のない寸法の床下換気口を設ける。
16. 5床 下 防 湿	※最下階の床組に木を使用する場合の床下防湿は次のいずれかによる。 ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合は、この限りではない。 イ. 床下地盤全面に、厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。なお、コンクリート打設に先だち、床下地盤は地盤面より盛土し、十分突き固める。 ロ. 床下地盤全面にJISZ1702(包装用ポリエチレンフィルム)、JISK6781(農業用ポリエチレンフィルム)若しくはJISK6732(農業用塩化ビニルフィルム)に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅150mm以上とし、重ね部分、布基礎及び東石当たりは、乾燥した砂又は砂利押さえとする。 ハ. イ又はロと同等の性能があるものとして公庫が認めた工法。
16.6 材 料	1.構造材は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(JAS)に適合するもので、乾燥材(含水率が19%以下のものをいう)として表示されたもの(「D」の文字を表示)を用いる。 2.土台は上台用加圧式防腐処理材とする。
16.7 防腐・防蟻措置	※1.防腐・防蟻措置を講ずる木部は、次による。 イ. 構造耐力上主要な部分である土台、側根太、添え側根太、端根太、端根太ころび止め及び外周部の壁枠組(すじかい及び下張材を含む。)のうち、地盤面から高さ1m以内の部分。 ロ. 浴室にあっては、壁枠組(壁下材を含む。)、天井下地材及び床枠組(床下張材を含む。)。 ハ. 台所その他湿気のある箇所にあっては、水かがりとなる恐れのある箇所の壁枠組(壁下張材を含む。)、及び床枠組(床下張材を含む。)。 ニ. イ、ロ及びハにおいて、壁下張材として、せっこうボードを使用する場合その品質は、JIS A 6912(シージングせっこうボード)に適合するものとする。なお、この場合せっこうボードには、防腐・防蟻措置を講じないことができる。 ※2.防蟻のため土壤処理を施工する箇所は、外周部布基礎の内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに東石等の周囲20cm以上とする。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県においては土壤処理を省略することができる。 ※3.薬剤による現場処理は、4.3.1(薬剤による現場処理)による。 ※4.薬剤による工場処理は、4.3.2(薬剤による工場処理)による。

- ※5. 土壤処理を行わないで、これにかわる防蟻措置を行う場合は、土壤処理と同等以上の効力があると公庫が認めるものとする。
- 6. 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保護する。

16.8 床下張り及び外壁

下張り

16.8.1 床下張り

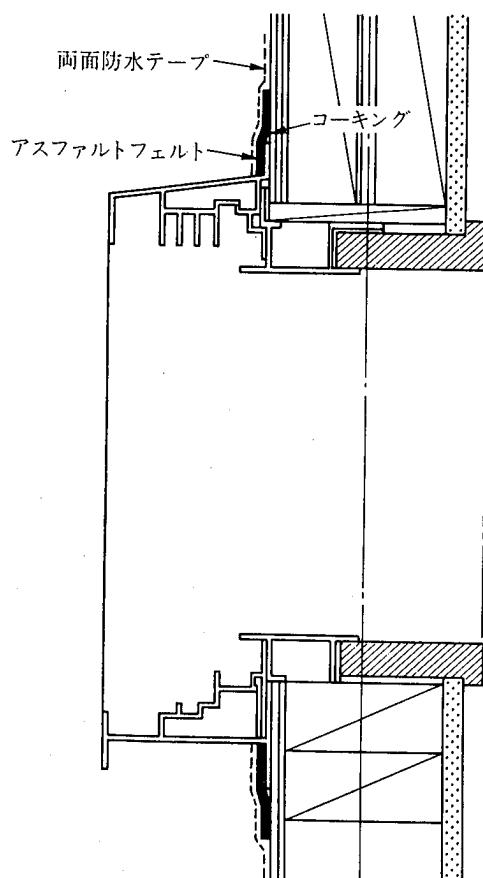
- ※1. 床下張材の品質は構造用合板の日本農林規格（JAS）に適合するもので厚さは次のいずれかによる。
 - イ. 床根太間隔が500mm以下の場合 15mm以上とする。
 - ロ. 床根太間隔が500mmを超える場合 18mm以上とする。
- 2. 1階部分又は2階に水まわり設備を設ける場合における当該部分の床下張材の品質は、構造用合板の日本農林規格（JAS）に適合するもので特類とする。
- 3. 構造用合板は、表面繊維方向が床根太方向と直交するように張る。
- 4. 床下張りは、千鳥張りとし、3本以上の床根太にかかるようとする。
- 5. 床下張材の突き合わせ部分には、寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の受け材を入れる。
- 6. 床下張材の釘打ちは、CN65を周辺部150mm間隔以内、中間部200mm間隔以内で床根太又は床梁及び受け材に平打ちする。

16.8.2 外壁下張り

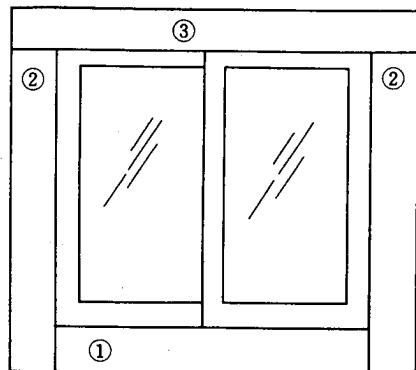
- ※1. 外壁下張材の品質は、構造用合板の日本農林規格（JAS）に適合するもので特類とする。ただし、16.9（外壁内通気措置）による場合は、この限りでない。
- ※2. 外壁仕上げの下地には防水紙を施工する。ただし、16.9（外壁内通気措置）による場合はこの限りでない。
- ※3. 開口部まわりには、両面防水テープを四方に貼り防水処理を行う。

参考図 16.8 開口部まわりの防水処理

イ. 断面詳細図



ロ. 施工法



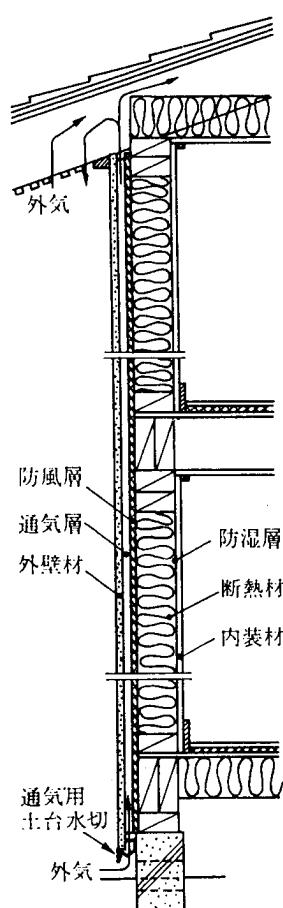
注 防水施工手順は雨仕舞を考慮し、①サッシ下部、②サッシ両脇、③サッシ上部の順とする。

16.9 外壁内通気措置

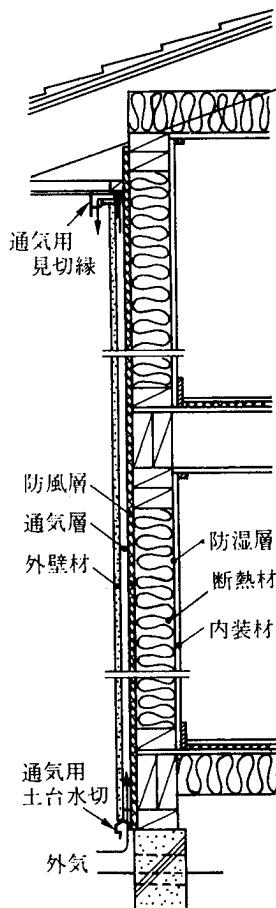
1. 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする場合は次による。
 - イ. 防風層は透湿性の高い材料とする。
 - ロ. 通気層の構造は、次のいずれかによる。
 - (イ) 土台水切部から軒天井見切縁に通気できる構造。
 - (ロ) 土台水切部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気できる構造。
 - ハ. 外壁仕上げは原則としてサイディング材とし、特記による。
- ニ. 土台水切り見切縁は外壁内通気に支障ない構造のものとして各製造所の指定する材料とする。

参考図 16.9

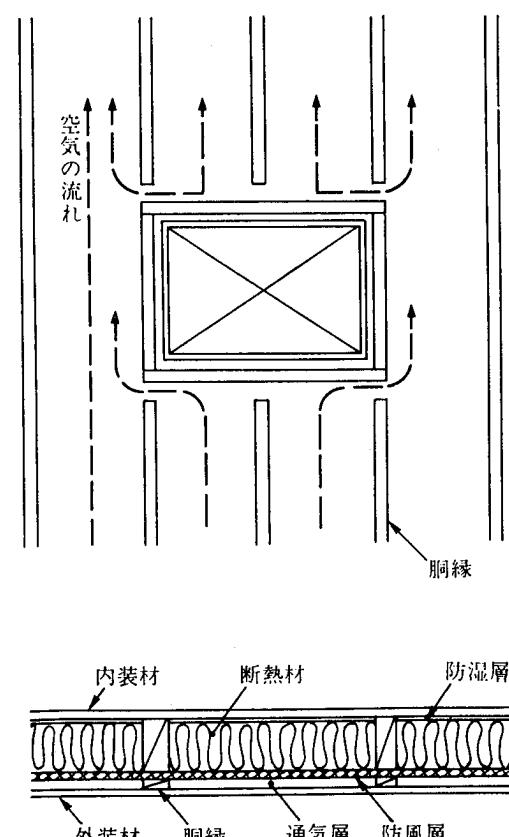
① 小屋裏換気孔に通気する構造



② 軒天井見切縁に通気する構造



③ 開口部まわり



(注) 図の①の構造とする場合は、小屋裏に侵入する水蒸気量が通常より大きくなるため、小屋裏換気が適切に作用するよう、特に注意すること。

16. 10 小屋裏換気

※小屋裏換気は4.9（小屋裏換気・軒裏換気）による。

16. 11 断熱工事

※住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針
(昭和55年2月29日建設省告示第195号)に定めるところによるものとする。ただし、住宅の熱損失係数が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(昭和55年2月28日通商産業省・建設省告示第1号)に適合するものにあっては、この限りでない。

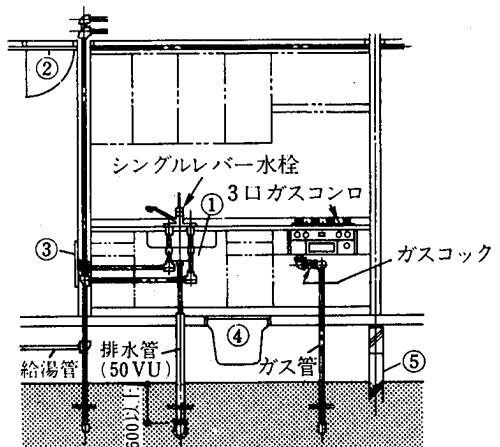
16.12 設備工事

- 16.12.1 一般事項
- *1.設備配管は、貫通部を除き、布基礎など構造用コンクリート内に埋め込まない。
 - 2.設備配管の保守・管理を容易に行えるよう、配管の接合、分岐点等の要所に点検口を設ける。

参考図 16.12.1 点検口の位置例

点検交換方法

①	流し内露出配管のためトビラを開けることにより点検交換が出来る。
②	天井点検口により天井配管の点検が容易に出来る。 (間口寸法450×450)
③	壁点検口よりパイプスペース部の点検が出来る。 ・点検口位置は配管継手の見える部分とする。 (間口出法 400×400)
④	床下収納庫の開口を利用して床下の点検が出来る。 (間口寸法 534×534)
⑤	人が出入り出来る換気口とし、すべての水廻りの床下へ行けるように設置。 (間口寸法 540×280)



その他の水廻り

- ・洗面廻りは厨房廻りと同寸の納まりとする。
- ・ボイラー廻りはすべて露出配管で天井で立上げる。
(天井に点検口)

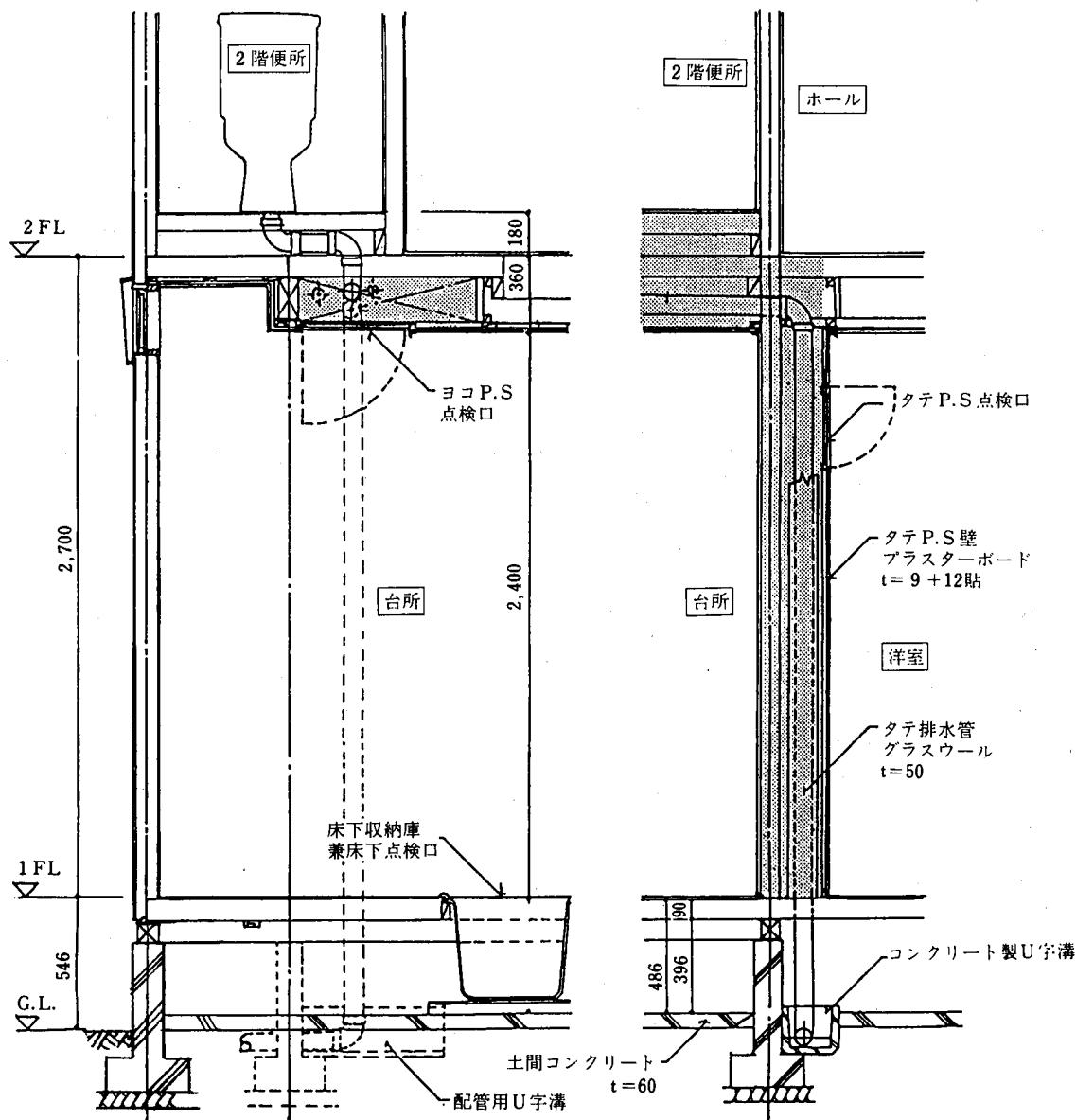
16.12.2 配管

- 1.上階からの給排水配管が居住室の付近を通過する場合の当該給排水配管は、次により遮音及び結露防止のための措置を講じ、原則としてパイプシャフト内に設ける。
- イ.給水及び給湯用配管にはポリスチレンフォーム、グラスウール等の遮音性能を有する保温材を厚さ20mm以上巻き付ける。
 - ロ.排水管にはポリスチレンフォーム、グラスウール等の遮音性能を有する保温材を厚さ50mm以上巻きつける。
- 2.1の給排水管をパイプシャフト内に設けず露出配管とする場合はポリスチレンフォーム等の上から維持管理に支障のないよう耐久性のある材料で仕上げる。

遮音措置

1戸建住宅等については、夜間不可避に発生する騒音（便器等の排水音）に対して遮音措置を講じることとする。

参考図 16.12.2 配 管



16.12.3 衛生設備 (便器)

*1. 便器の種類は次のいずれか又はこれらと同等以上の消音性能等を有するものとする。

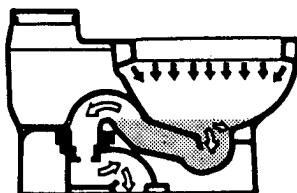
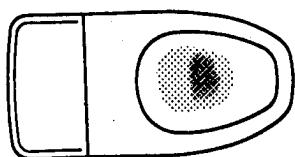
- イ. サイホンポルテックス式
- ロ. サイホンゼット式
- ハ. サイホン式

*2. 便器は界壁から離して設置する。

*3. 便器を界床に取り付ける場合は、便器と界床の間に緩衝材を挟んで取り付ける。

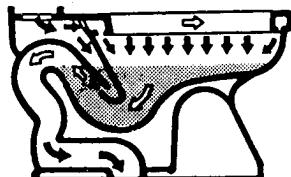
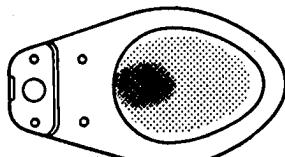
参考図 16.12.3-1 便器の種類

(イ) サイホンポルテック式



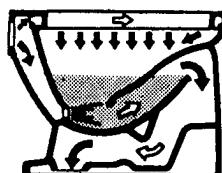
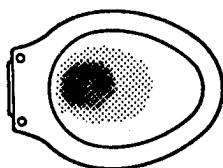
タンク部より便器内へ洗浄水を短時間に吐き出させることにより水位差を作り出し、鉢洗浄水の渦作用とともにサイホン作用を発生させ、汚物を排出するタイプ。空気の混入も少なく、極めて静かな便器といえます。

(ロ) サイホンゼット式（洋・和風）



ゼット孔（噴出穴）から勢いよく水を噴出させ、強制的にサイホン作用を起こさせるタイプ。水封も深くとることができ、臭気の発散、汚物付着を防ぎ、ハネ返りも少ない極めて優れた便器といえます。

(ハ) サイホン式（洋風）

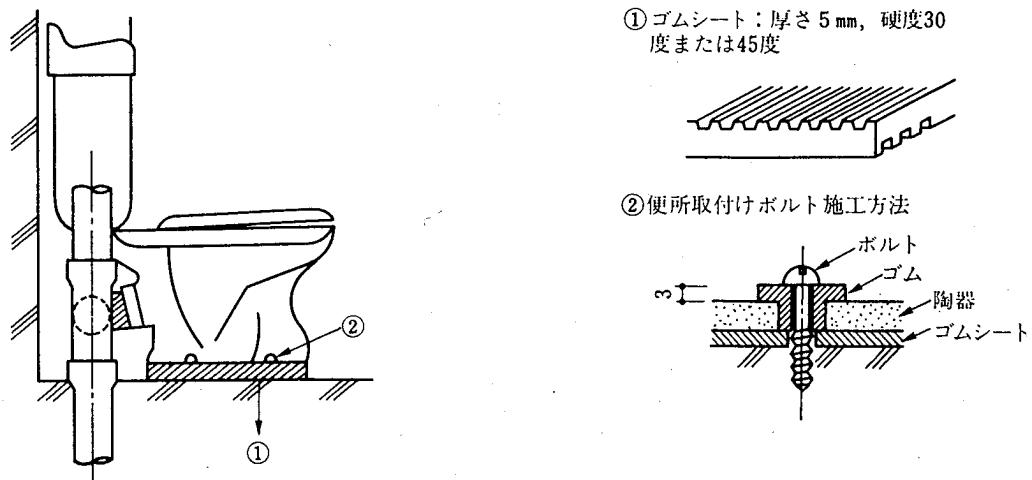


排水路を屈曲させることにより、排水路を満水させ、サイホン作用を起こさせるタイプ。洗い落し式に比べて排水出力は強力で溜水面に広くとれます。サイホンゼット式について優れた便器であるといえます。

遮音措置

遮音措置としては、便器以外に浴槽も同様の措置を講じることが望ましい。

参考図 16.12.3-2 便器の取付け



16.12.4 暖房・給湯設
※1. 暖房・給湯設備は、次のいずれか又はこれと同等品とし、特記による。

イ. BL部品のうち暖房システムとして認定されたもので暖房機能と給湯機能を有するもの。

ロ. BL部品のうち暖房システム(Aタイプを除く。)として認定されたもので給湯機能を有しないものと、給湯器ユニットとして認定されたものを併設するもの。

※2. 給湯箇所は、浴室、台所及び洗面所とし、暖房箇所は2以上の居住室とする。

16.13 外構工事(公社分
譲住宅及び団地住
宅のみ適用)

16.13.1 外構計画 ※1.外構計画は、次のいずれかにする。

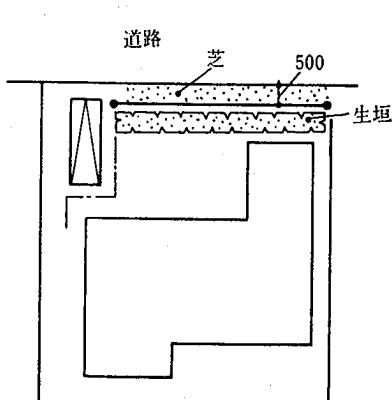
- イ. 敷地のうち、道路境界線から50cm以内の部分には住宅の壁、軒、門及び塀を設けない。
- ロ. 道路沿いの敷地の一部にポケットパークを設ける。
- ハ. 地区計画（建築基本法第68条の2の規定に基づく条例）による壁面の位置の制限による。
- ニ. 壁面線（建築基準法第47条）の指定による。
- ホ. 建築協定（建築基準法第69条の規定に基づく条例）による建築物の位置の制限による。

2.1による敷地の部分は、くい、レンガ等により標示する。

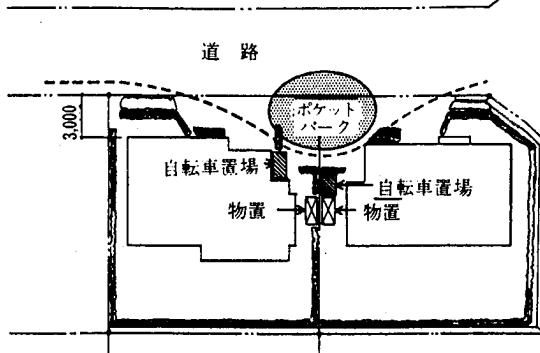
16.13.2 植栽 ※16.13.1の1による敷地の部分には、芝生または低木を植栽する。なお、ポケットパークにシンボルツリーを植栽する等の場合は高木とすることができる。

参考図 16.13.1 外構計画

イ. 道路沿いに植栽した例

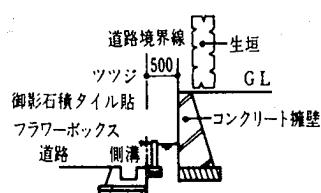


ロ. ポケットパークを設けた例

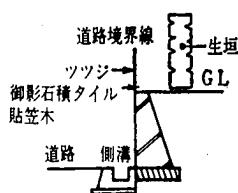


参考図 16.13.2 植栽（既存擁壁のバリエーション）

A



B



土留擁壁の道路境界線から500後退
とフラワーボックスの断面図

既設の土留擁壁が道路境界線
から500後退していない場合

17. 高齢化社会対応住宅の仕様

17.1 一般事項

17.1.1 総則

- 1.高齢化社会対応住宅の仕様はこの項による。
- 2.※を付した項目の仕様以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。

17.1.2 計画一般

※高齢化社会対応住宅内の各部位について、次の措置を講じる。

(1) 居住室・廊下等

- イ. 床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- ロ. 廊下に手すりを設置するか、又は壁の下地を手すりの設置に耐えうるものとする。

(2) 階段

- イ. 階段には両側に手すりを設置する。ただし踏面の寸法がけあげの寸法以上の場合は片側でよい。
- ロ. 踏面は、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- ハ. 階段の降り口及び昇り口には足元灯を設けるか、又は複数の照明器具を有効に設ける。
- ニ. 階段は、高齢者が安全に昇降できる勾配とする。

(3) 便所

- イ. 手すりを設置するか、又は壁の下地を手すりの設置に耐えうるものとする。
- ロ. 便器は腰掛式のものとする。
- ハ. 便所には、暖房便座等を使用できるようにコンセントを設ける。
- ニ. 床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。

(4) 浴室

- イ. 床は、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- ロ. 手すりを設置する。
- ハ. 出入口の戸の腰から下の部分にガラスを使用する場合は、安全ガラス又は強化ガラスとする。
- ニ. 浴槽の縁の高さは、高齢者が腰かけながら容易に浴槽に入りできる寸法とする。

(5) 洗面所

- イ. 手すりを設置するか、又は壁の下地を手すりの設置に耐えうるものとする。
- ロ. 床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。

(6) 玄関

- イ. 床は、滑りにくい仕上げ材を使用する。

17.2. 躯体工事

17.2.1 床組

※床の段差を解消するために、根太寸法の調整等を行う。

17.2.2 階段

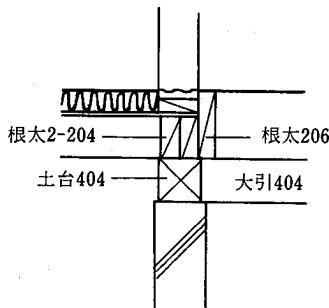
- 1.できるだけ、階段の中間には踊り場を設ける。
- 2.けこみ板を設け、できるだけ段鼻はつまづかないような納めとする。
- ※3.踏面の寸法は18cm以上、けあげの寸法は22cm以下とし、踏面21cm以上、けあげ18cm以下を標準とする。

(解説)

1. 出入口部分の段差を解消する場合、すり付け板等を設けるのではなく、それぞれの床面をフラットに仕上げ段差そのものを解消しなければならない。

2. 階段の中間の位置に踊り場を設け、斜め段の設置はできるだけ避ける。特に、上階からの降り口に斜め段を設けるのは、危険である。
3. 階段の踏面(T)とけあげ(R)の関係は、(55≤2R+T≤65)などの値が推奨されており、踏面24cm~30cm、けあげ15cm~18cm程度の緩やかな勾配とすることが望ましい。

参考図 17.2.1 根太寸法を変えて床の段差を解消する場合



17.3. 造作工事

17.3.1 手すり ※1.手すりの形状は次による。

- イ. 原則として断面形状は円型とし、握りやすい太さとする。
- ロ. 上部平坦型の使用箇所は、原則として廊下に限る。

※2.手すりの取り付けは次による。

- イ. 手すりは、取り付け位置に受け材を設置し取り付ける。
- ロ. 手すりは、適切な支持間隔で取り付ける。

※3.受け材を設ける場合は次による。

- イ. 受け材の寸法は、寸法型式204程度とする。
- ロ. 受け材は、たて枠等に繋結する。

(解説)

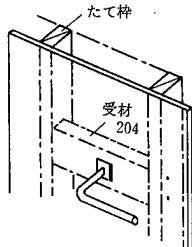
1. 浴室・階段には、必ず新築時に手すりを設けることとするが、廊下・洗面所・便所については、将来的に手すりが設置できるよう受け材を設けるだけでもよい。
2. 手すりの高さは、手すりを使用する者が1人の場合は、本人の腰の位置に合わせることが望ましい。複数の者が、使用する場合は、750mm程度を考えるとよい。
3. 手すりの太さは、しっかりと握る場合（便所、浴室等）には直径28~32mm、滑らして使用する場合（階段、廊下等）には直径35mm前後とする。
4. 手すりは、階段の最上段より手前に水平に伸ばしていないと、降り際、手すりを持とうとして体が前のめりになり転落しやすく危険である。
5. 手すりは、階段の両側にそれぞれ連続して取り付ける。ただし、踏面の寸法がけあげの寸法以上の場合には、片側だけで構わない。
6. 手すりの端部は、壁面側に曲げ込むか、または、球状になっているものとする。
7. 浴室には、必要に応じて次の場所に手すりを取り付ける。
 - ①出入口付近……戸を開閉する際、身体の安定性を確保するため。（横手すり）
 - ②出入口から浴槽に至る壁……水平に移動する際、身体の安全性・安定性を確保するため。（横手すり）
 - ③浴槽の縁または縁に接した壁……浴槽から出る際及び浴槽に入る際、身体の安全性・安定性を確保するため。（縦手すり・横手すり・L型手すり）
 - ④給水・給湯栓のある壁……立ち上がる際、身体の安全性を確保するため。（縦手すり）水栓突起物への衝突を回避するため。（横手すり）

8. 手すりの材質

材質 \ 室名	屋外スロープ	廊下	階段	居間食堂	脱衣洗面	浴室	便所	台所
木質	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○
ステンレス	◎	○	○	○	○	○	○	○
その他の金属	◎	○	○	○	○	○	○	○
ビニール製	◎	○	○	○	○	○	○	○

◎最も適している ○適している

参考図 17.3.1 受け材の取り付け方法



17.4. 内装工事

17.4.1 床仕上げ材

※1. 居室の床仕上げ材は、次のいずれかによる。

イ. ジュウタン・カーペット

ロ. 疊

ハ. フローリング

ニ. コルクタイル

ホ. イ、ロ、ハ又はニと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

※2. 廊下等の床仕上げ材は、次のいずれかによる。

イ. ジュウタン・カーペット

ロ. フローリング

ハ. コルクタイル

ニ. 縁甲板

ホ. イ、ロ、ハ又はニと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

※3. 階段の踏面の仕上げ材は、次のいずれかによる。

イ. ジュウタン・カーペット

ロ. コルクタイル

ハ. イ又はロと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

※4. 溶室の床仕上げ材は、次のいずれかによる。

イ. 磁器系タイル

ロ. イと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

※5. 洗面所・便所の床仕上げ材は、次のいずれかによる。

イ. ゴム系タイル

ロ. ビニル系タイル

ハ. 塩化ビニル系タイル

ニ. フローリング

ホ. イ、ロ、ハ又はニと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

※6. 玄関(たたき)の床上げ材は、次のいずれかによる。

イ. 磁器系タイル

ロ. クリンカータイル

ハ. イ又はロと同等以上の滑りにくい性能を有するもの。

(解説)

1. 床仕上げ材は、滑りにくい材質のものを使用する。特に水回り(溶室等)では、水に濡れても滑りにくいものを使用する。

- 浴室において、すのこ等を使用する場合は、すのこの上面が滑りにくいものを使用する。
- 階段の踏面に、すべり止めを設ける場合は、17.4.1の3のイ又はロと同等の性能を有するものとして取り扱うことができる。なお、すべり止めを取り付けた状態で、踏面上面がほぼ平坦になるようする。(5mm程度までにおさえる。)
- また、段差を認識させるために、段板とすべり止めの色を変えたり、段板とけこみ板を明度対比・彩度対比させたりして、境界線を明確にする。

4. 床仕上げ材の種類と特徴

床仕上材	性能					高齢者の利用に対しての注意事項
	歩きやすいいい	滑らなない	歩行音がない	汚れにくく	掃除がいしやすい	
モルタル	△	△	▲	△	△	ノンストップのための目地入れ等を考える。
一般床用タイル	▲	▲	▲	○	○	濡れた場合、滑りやすくなるものがあるので注意すること。
モザイクタルク	△	△	▲	○	○	
磁器系タイル	○	○	△	○	○	ノンスリップとする。
クリンカータイル	△	○	▲	○	○	
れんが	△	○	△	△	△	
ビニル系タイル	○	○	○	○	○	
ゴム系タイル	○	○	○	○	○	
塩化ビニル系タイル	○	△	○	○	○	
リノリウム系シート	○	△	○	○	○	
ゴム系シート	○	△	○	○	○	
緑甲板	○	○	▲	△	○	
フローリング	○	○	▲	△	○	
フローリングブロック	○	△	△	△	△	
パーケットブロック	○	△	△	△	○	
じゅうたん・カーペット	○	○	○	×	▲	毛あしの短かいものを使用すること。
畳敷き	○	○	○	×	△	
カーペットタイル	○	▲	○	▲	○	取り替えが可能なので、予備の材料を確保しておくとよい。
コルクタイル	△	○	△	△	○	

◎すぐれている ○ややすぐれている △ふつう ▲ややおとる ×おとる

17.5 建具工事

17.5.1 把手 1. 引き戸の場合は、把手を大きめにする。

2. 開き戸の場合は、把手をレバー式のものとする。

17.5.2 その他 ※ 浴室の出入口の戸の腰から下の部分にガラスを使用する場合は、安全ガラス又は強化ガラスとする。

(解説)

1. 把手の種類

	形 状	特 徵	使 用 場 所
レバーハンドル型		ノブ型に比べて操作が簡単であり、手に障害のある人でも操作可能。内外のドアに使用される引き戸用のものもある。	扉
棒型		棒状でつかみやすい 開閉が軽い力ができる	扉 自由扉 折れ戸 アコーディオン・ドア

2. 把手の取り付け高さは身長によって異なるが、床から900mm前後程度の位置を標準とする。

3. 上吊り戸

床の段差を解消するために上吊り戸にすることがあるが、この場合、建具と床材の間に隙間が生じ、

プライバシーの確保や冷暖房の効果に問題が生じるので、タイト材やゴム製パッキンを用いて、極力隙間を解消する。

また、ハンガーレールが戸の重量によってたわまないようにしっかりと固定する。

4. 狹い部屋（便所・浴室等）での内開き戸は、部屋内で倒れた場合、外から戸を開けて救助できないので、避けることが望ましい。ただし浴室の場合、水仕舞の関係もあるのでハッチ又は戸全体の取りはずしなど救出可能なものであれば、内開きでも差し支えない。
5. 浴室の出入口の戸に、腰から下の部分にガラスの入った戸を使用すると、転倒した場合に大けがをするおそれがあるので、やむを得ずガラスを使用する場合は、安全ガラス又は強化ガラスを使用する。また、出入口建具の下枠と床との間に段差があるとつまづくので、下枠を床面と同一レベルに仕上げることが望ましい。

17.6. 電 気 工 事

17.6.1

※階段には、次のいずれかの措置を講じる。

- イ. 複数の照明器具を有効に設ける。
- ロ. 階段の降り口及び昇り口には足元灯を設ける。

17.6.2 ス イ ッ チ

- 1.スイッチは、明り付きワイドスイッチとする。

- 2.階段等では、三路スイッチとする。

17.6.3 そ の 他

※便所には、コンセントを設ける。

（解説）

1. 階段には、歩行者自身の影によって踏面が見えにくくなることを防ぐため、階段の降り口及び昇り口に足元灯を設けるか、又は複数の照明器具を有効に設ける。
2. 足元灯は、あくまでも補助照明と考え、他に主要な照明を確保する。
3. 便所には、暖房機又は暖房便座等を設置できるようにコンセントを設ける。

17.7. 衛生設備工事・ 雑工事

17.7.1 衛生設備工事

※1.便器は腰掛式のものとする。

- 2.洗面台は、カウンター式とする。

※3.浴槽の縁の高さは300mm～500mmとする。

- 4.水栓器具は、レバー式とする。

（解説）

1. 非常時のこと考慮し、寝室、浴室、便所には、非常押しボタンやインターホンを設けることが望ましい。
2. 浴槽は、立ち上がりの低い埋め込み型とした方が合理的である。
3. 浴槽の出入りは大変不安定な姿勢となるので、腰をおろして浴槽へ入りできるように、腰掛け台（移乗台）を設けると便利である。